

1. 議事日程第2号

(平成22年第6回大口町議会定例会)

平成22年9月7日  
午前9時30分開議  
於 議 場

日程第1 議案に対する質疑

日程第2(追加日程) 議案の委員会付託

日程第3(追加日程) 請願の委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	吉田 正	2番	田中 一成
3番	柘植 満	4番	岡 孝夫
5番	宮田 和美	6番	酒井 廣治
7番	丹羽 勉	8番	土田 進
10番	齊木 一三	11番	吉田 正輝
12番	木野 春徳	13番	倉知 敏美
14番	酒井 久和	15番	宇野 昌康

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 欠員(1名)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 進	副 町 長	大 森 滋
教 育 長	長 屋 孝 成	地 域 協 働 部 長	近 藤 定 昭
地 域 協 働 部 参 事 兼 環 境 課 長	杉 本 勝 広	健 康 福 祉 部 長	村 田 貞 俊
建 設 部 長	野 田 透	総 務 部 長	小 島 幹 久
生 涯 教 育 部 長	三 輪 恒 久	生 涯 教 育 部 参 事	鈴 木 一 夫
生 涯 教 育 部 参 事 兼 生 涯 学 習 課 長	松 浦 文 雄	会 計 管 理 者	星 野 健 一

町民安全課長	前 田 正 徳	地域振興課長	平 岡 寿 弘
戸籍保険課長	掛 布 賢 治	福祉子ども課長	天 野 浩
保 育 長	中 野 幸 子	健康生きがい課長	宇 野 直 樹
建設農政課長	鵜 飼 嗣 孝	都市整備課長	渡 邊 俊 次
行 政 課 長	江 口 利 光	政策推進課長	社 本 寛
学校教育課長	近 藤 孝 文	生涯学習課主幹	櫻 井 敬 章
監 査 委 員 事務局次長	大 森 康 江		

6 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	河 合 俊 英	議 会 事 務 局 長 次	佐 藤 幹 広
--------	---------	------------------	---------

## 開議の宣告

議長（酒井久和君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

## 議案に対する質疑

議長（酒井久和君） 日程第1、議案に対する質疑を行います。

質疑は、会議規則第54条の規定により、同一議員につき、同一の議題について3回までとなっておりますので、御了承をお願いいたします。

なお、質疑、答弁とも簡潔・明瞭をお願いをいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第47号 大口市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、質疑に入ります。  
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第47号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第48号 平成22年度大口市一般会計補正予算（第4号）の質疑に入ります。  
ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 11ページの財産管理費ですけれども、アスベストの関係が出てくるわけですけれども、アスベストの基準が変わるたびに、何度も何度もアスベスト対策をやっておるわけですけれども、1%以上は対策をとらなあかんだとか、今度は0.1%以上は対策とらないかんだとか、こういうことでたびたびこれは行われているわけですが、いろいろそういう国の基準はあるのかもしれないけれども、一度本格的に調べていただいて、やっぱり少しでもあれば対策をとった方がいいんじゃないですか。小出しにちょこちょこちょこ基準が変わるたびにやるんじゃなくて、そういう考えというのはないんでしょうか。

議長（酒井久和君） 行政課長。

行政課長（江口利光君） アスベストについて御質問をいただきました。アスベストにつきましては、平成18年の9月からアスベストの含有率の基準が見直しされまして、また20年の2月

からは対象物質が3物質から6物質に拡大がなされております。こうしたことを受けまして、再度、含有調査を行い、今年度、アスベストを取り除く工事を行ってまいりました。したがって、現在の基準におきましては、飛散の可能性のあるものにつきましては完了をいたしております。基準が変わらなければ、これが最後ということになります。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田議員。

1番(吉田 正君) アスベストの含まれている物質というのは、もう学校とかこの庁舎にはないんですか。

議長(酒井久和君) 学校教育課長。

学校教育課長(近藤孝文君) 学校教育課の施設におきましては、機械室のダクト部分のつなぎ目ですね。そこに旧大口北部中学校で使われていた経過がございますので、今回9月の最終日に上程させていただきます旧大口北小学校の解体工事の際には、アスベストが今言いましたダクト部分にあるかもしれません。それは想定して発注をいたしますので、今後あるかないかということは、今言いましたダクト部分の含有に対して、南小学校もあるということを前提に設計の方は行っております。

議長(酒井久和君) 行政課長。

行政課長(江口利光君) 庁舎につきましては、飛散の可能性のあるものにつきましてはすべて除去いたしておりますので、現在のところ、すべて完了いたしております。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 飛散の可能性のあるものについては除去してあるんだけど、飛散の可能性のないものについては除去してないというふうにも、今の答弁を聞いているととれるわけなんです。例えばPタイルだとか、そういうものにも含まれている可能性があるということをおっしゃっていますし、それから駐輪場なんかの屋根に使われているスレートですね。ああいうものにもアスベストが含まれているというふうにもおっしゃっているんですね。ああいうものが果たして飛散する可能性があるのかないのかということは、それはわかりませんよね。特にそういうものをまた取り壊しをして、その後、再生した砂利等の中にもそうしたスレートなどが混入されていて、そうしたものの中にもアスベストが含まれているというようなことも今問題になりつつあるわけですね。ですから、今の状態では飛散する可能性はないにしても、現在のところ、アスベストが含まれているものがまだ庁舎や学校、それから保育園、そのほかの施設ですけれども、あるんじゃないですか、現実には。そういう調査はなさらないんでしょうか。

議長（酒井久和君） 行政課長。

行政課長（江口利光君） 非飛散性のものにつきましては、今言われますように、建材の中にも含まれている可能性もあります。そうしたものにつきましては今回調査はいたしておりません。例えば建築物等の解体を行うときは、石綿予防規則に基づきましてアスベストの含有調査を行って、含まれていれば除去しなければならないわけですが、それにつきましては、今後、解体時に調査を行って取り除いていくというようなことになろうかと思えます。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 11ページでお尋ねをいたしますが、地域自治アドバイザーの委託料の追加ということで3万円計上してございますけれども、この内容を若干御説明いただきたいというふうに思います。

それから15ページ、疾病予防対策事業費国庫補助金の返還金が98万4,000円ということで、女性特有のがん検診の関係だということですが、この内容についてもちょっと詳しく御説明がいただきたいと思えます。

それから17ページ、民間木造住宅の耐震診断委託料の追加で135万円計上してございますが、これは申し込みの増加だということですが、問題は、耐震診断をやってアウトになっても耐震補強工事がなかなかやれないというように聞いておりますけれども、それらの状況はいかがなんでしょう。

その下の県操法大会の出場事業で258万2,000円計上してあります。大口町の消防団の皆さんが県の操法大会で優勝されるという立派な成績を上げられたことは大変喜ばしいことでありまして、御苦労さんだと思いますけれども、この中に全国操法大会への出場経費等も含まれておるわけですが、この説明の仕方が、県の操法大会出場事業の中に全国操法大会の出場が含まれているというような内容ですと、何かもう既に支出済みのやつがこの中に含まれていたらそれはおかしいわけでありまして、県の操法大会に必要な経費と全国操法大会の出場のために必要な経費と、この内訳はどうなっているのでしょうか。以上です。

議長（酒井久和君） 町民安全課長。

町民安全課長（前田正徳君） 11ページの地域自治アドバイザー委託料の追加についての御質問を受けました。これにつきましては、現在、まちづくりを考える会で24名をグループ分けしまして、情報発信グループ、セミナーグループ、それからフォーラムグループというような形で、グループそれぞれに課題を持って意見交換して討議しておるという段階であります。また、全体の24名でグループワークをやることもあります。そんな中で、現在、曾田先生という

方1人がこのまちづくりを考える会についていただいて、グループワークが終わったときに講評いただいたりしておるわけですが、それが1人でそれぞれのグループにアドバイスしたりということで、1人ではちょっとつらいかなというようなこともありまして、そういったグループワークを進める上で、1人、NPOの団体の方を、グループワークを進めるファシリテーターというんですかね、そういった役割の方をお願いしたいなということで、今回、補正予算を上げさせていただいたところでありまして、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、17ページで県操法大会出場事業ということで補正予算を計上させていただきました。これは、県の操法大会に出場して、その延長で全国へ行くというような意味合いでありまして、正しくは全国操法大会出場に係る経費の内容でございます。すべてがそうでございます。県操法大会の予算の方は当初予算でお願いした分で執行しておりますし、全国に向けての必要な経費を今回計上させていただいたということでありまして、それで、細々節の9番ですね。全国操法大会出場の費用弁償16万8,000円といたしますのは、ことしの全国大会が蒲郡市で開催されますけれども、前日から現地へ出向いて、前日にも現地で指導会があるものですから、あるいは激励会、そういったものがあります。また、翌日は早朝から開会式が始まったり、そういったこともありまして、この全国大会出場の予算につきましては、選手5名と幹部3名の宿泊代に係る経費でございます。以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

議長（酒井久和君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（宇野直樹君） 成人保健事業の疾病予防対策事業費国庫補助金返還金について御質問をいただきました。こちらにつきましては、女性特有のがん検診事業補助金の返還金でございます。節目年齢の女性の方を対象に、乳がん、子宮がんの検診の受診率の向上を目的に無料クーポン券を配付させていただきました。平成21年度の支出済額が確定をいたしましたので、さきに388万7,000円の補助金をいただいておりますところ、確定額としまして290万3,000円で確定をいたしましたので、精算額として98万4,000円の返還金をさせていただくものでございます。

なお、21年度の受診につきましては、乳がんが対象者742名に対し受診者が182名、受診率が24.5%、それから子宮がんにつきましては、対象者831名に対しまして受診者が172名ということで、受診率が20.7%ということでございます。

以上です。

議長（酒井久和君） 都市整備課長。

都市整備課長（渡邊俊次君） 民間木造住宅の耐震診断の委託料の追加ということで、都市整備課の方で現在、耐震化推進の取り組みを行っております。それで、今回、愛知県の緊急雇用の対策事業を利用しまして、臨時職員2名の方を採用しております。この方を木造住宅の耐震

促進啓発員ということで6月から雇用をさせていただいておりまして、約1ヵ月の準備期間、勉強期間ですけれども、これを経まして、7月1日から対象家屋につきまして戸別訪問を行ってまいりました。それで、8月16日現在になります。約670軒の訪問を終了しております。全体の約4割程度になりますけれども、訪問を開始しまして約1ヵ月半、9月になりまして約2ヵ月になりますけれども、31件の申し込みがございました。キャンセルを含めると26件になりますけれども、ちなみに、訪問開始前の申し込み数は、4、5、6の3ヵ月で2件でありました。それで、今回訪問を進めましたところ26件の申し込みがございまして、合わせて28件に至っております。ちなみに、当初予算では30棟の申し込みを想定しておりまして、既に28件ということで、9月の今回の補正におきまして倍増ということで、30棟の補正をお願いするものでございます。ちなみに、平成21年度につきましては12棟の申し込みがございました。それで、訪問の際に耐震診断の希望の有無等、聞き取り調査をあわせて行っております。御意見の中には、住宅の耐震に対して関心がないとか、耐震診断を行っても自分の家の結果が悪いのはわかっているとか、ただ、家族と相談をし、これから考えるとといった前向きな意見が圧倒的に多いような状況でありました。今後におきましては、今回30棟を追加でお願いしますが、来年度以降、今回の結果を経まして、状況を見ながら、なお一層の促進に取り組んでいきたいというように思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 丹羽議員。

7番（丹羽 勉君） 6ページの地方特例交付金についてお尋ねいたします。571万4,000円の減額ということですが、決定いたしました5,728万6,000円の査定内容を教えていただきたいと思っております。

次が11ページ、財産管理事業につきまして、役場車庫・駐輪場等改修工事1,200万が追加計上されておりますが、これは4番の庁舎耐震補強等改修工事が減額、削減になったということで行うものなのか、当初からは必要なかったのかどうか、その辺のところをお伺いいたします。

それから17ページの公有財産購入費、当初予算では547万4,000円が計上されております。補正が985万3,000円と当初の倍以上の追加補正でございますが、この内容をちょっと教えていただきたいと思っております。

それから、先ほど出ました消防費でございますが、私は、これは提案でございますが、この県操法大会出場事業の延長ということでなくて、全国大会の出場費用とするか、または県・国全部を合わせた操法大会出場事業というようなことで、あるものに追加するというんじゃなく

て、その辺のところを御検討いただけたらなあというふうに思います。以上です。

議長（酒井久和君） 政策推進課長。

政策推進課長（社本 寛君） 丹羽議員から地方特例交付金について御質問をいただきました。この地方特例交付金は、毎年7月、地方交付税の算定と一緒にいきます。今回、平成22年度分につきましては、5月現在の児童の数とか、それから職員の方でお子様をお持ちの方、また住宅の減税関係の影響額、自動車取得税の影響額というものから算定を行います。ことしの平成22年度分5,728万6,000円の内訳であります。児童手当と子ども手当特例交付金の影響額、この分が2,203万1,000円、それから住宅の借入金の控除分が1,428万3,000円、自動車取得税交付金の減税分の影響額が2,097万2,000円の三つの合計が5,728万6,000円となって、8月末に9月1日ということで交付決定が参りましたので、補正予算に計上させていただきました。以上です。

議長（酒井久和君） 行政課長。

行政課長（江口利光君） 役場車庫・駐輪場等改修工事について御質問をいただきました。今年度、庁舎耐震補強工事と改修工事を行ってまいりますが、この工事の入札の結果、請負残が生じております。この請負残の一部を減額しまして、庁舎北側の車庫の塗装、それと駐輪場の塗装等を行っていきたいというふうに考えております。車庫及び駐輪場につきましては附属的な建物でございますので、庁舎耐震補強工事とは切り離して執行するというものでございます。

議長（酒井久和君） 建設農政課長。

建設農政課長（鶴飼嗣孝君） 17ページ、土地取得について御質問いただきました。当初と比較して大幅な増額じゃないかということでございます。内容につきましては、当初におきましては、住宅建設に当たってセットバックされた分で譲っていただける分の250万、秋田86号線、これはリンナイの西側の道路ですけれども、こちらは地元要望で買収の予定がございまして、290万ほど当初予定をしておりました。これで秋田86号線につきまして測量が終わりまして、実際の面積が確定しまして、土地の単価等を決定しましたところ、見込み額が570万ほど、最初予定のときは公図上ではかっただけですので、実測したときに面積がふえたという形で560万に増加という形です。あと、昭和用水敷地ということで、兼房前の県道沿いに水路がございました。そこがまだ個人名で未買収であったところが、昨年度末から話をしておりました。ことしに入りまして了解をいただきまして、こちらの方が買収できたという形で、緊急で買わせていただきました。また、今後予定しておりますのでは、上小口の産業団地内、今後、道路改良で工事をしていきますけれども、そのときの雨水の排水、五条川排水に当たりまして、現在、組合で使用してみえます枋の方を使わせていただくという形で、その部分を買収さ

せていただくという形で追加を見込んでまいります。また、河北の分につきましても2筆ほど田んぼの買収のお話ができるということですので、そちらの方も追加という形で見込ませていただきまして、トータルで当初547万4,000円見込んでおりましたが、補正必要額980万という形で今回補正させていただきましたので、よろしく申し上げます。

議長（酒井久和君） 町民安全課長。

町民安全課長（前田正徳君） 17ページの県操法大会出場事業についての御質問をいただきました。県操法大会の出場があって、そして優勝があって、それで全国へ出場できると。私、先ほど県操法大会の延長というようなことを申し上げましたが、この事業の名称につきまして、予算要求する段階で財政部局とも相談しましたが、県操法大会出場事業ということで落ち着いたところであります。その予算書の中には全国操法大会出場という字句も出てまいりますし、今回この事業のままでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 丹羽議員。

7番（丹羽 勉君） 財産管理事業のところちょっと再質問させていただきます。

請負残が発生したから、役場車庫・駐輪場の改修工事を行うんだということでございますが、これは請負残が発生しなかったらやらなかったということによろしいですか。

議長（酒井久和君） 行政課長。

行政課長（江口利光君） 車庫及び駐輪場につきましては、以前からさびがかなり出ておったわけですが、これは施設の維持管理という面からおきまして早目に手当てをしなきゃいかんだろうということは以前から考えておったわけですが、今回こうした形で執行残が出たわけですので、これを補正させていただいて執行していきいというふう考えたということでございます。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 丹羽議員。

7番（丹羽 勉君） そういうことで、以前から必要性があったということであるなら、当初予算に計上すべきではないかと思いますが、その辺はどのようにお考えなんでしょうか。

議長（酒井久和君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 予算編成のときに、当然、財源には限りがありますので、その優先順位ということで、耐震補強を1年見送っておりましたので、耐震補強をまず予算計上したと。次年度に余裕というか、予算が組めれば次年度にと考えておりましたけれども、入札結果として残が出ましたので、補正予算でお願いしたという経緯がございます。以上です。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長(酒井久和君) これをもって、議案第48号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第49号 平成22年度大口町土地取得特別会計補正予算(第1号)の質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第49号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第50号 平成22年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 国保の加入者というのは、4月からどんな状況なんでしょうか。

議長(酒井久和君) 戸籍保険課長。

戸籍保険課長(掛布賢治君) 4月からの加入者の状況ですけれども、今、手元に資料がございませんので、また後ほどお答えをさせていただきます。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 田中議員。

2番(田中一成君) 歳入では、3ページで前年度からの繰越金が3,400万円ほど出ていて、前年度からの繰越金が計9,977万円、約1億円、非常に多額になっているわけですが、この原因とその状況についてどのように受けとめているかということと、歳出の方では、そのうち予備費に約2,400万円ほど充当して4,482万円の予備費としているわけですが、年度末に向けていろんな不確定要素があるかと思えますけれども、おおよそ今年度の予備費というのはどのくらいになる見通しでしょうか。

議長(酒井久和君) 戸籍保険課長。

戸籍保険課長(掛布賢治君) 国保の繰越金の関係で御質問いただきましたけれども、この繰越金の約1億が出た要因という内容だったかと思えますけれども、これにつきましては幾つかありますけれども、例えば例を挙げて申しますと、昨年度の国保税が、当初予算が5億20万、これに対しまして決算額は5億1,200万円ほど、差し引きとしまして1,200万弱多目に入っている。それから、前期高齢者の交付金が当初予算に対しまして1,500万弱増額になった。それから、これはもう1年前の繰越金になりますけれども、これが当初予算で4,500万計上していた

のが約1億400万ということで5,900万円の増、さらには老人保健の拠出金の還付金が1,900万円ほど入ってきたと。それから、国庫支出金の方が2,000万円ほど増額、県支出金におきましては900万円ほど増額になっております。一方、減の理由もございまして、退職者の医療の交付金の方が当初予算1億1,094万円に対しまして決算の方が9,830万円ほどで、これは1,260万円の減額、高額共同事業交付金につきましては1,800万円ほどの減額になっております。それから歳出の方で申しますと、保険給付費は当初に比べまして3,767万円ほど増額になっている。保健事業につきましては、これは減額でありますけれども、450万円ほど減額になった。それから財政安定化の拠出金につきましては、これは1,070万円ほどの減額になった。これらを総合いたしまして、こういった1億ほどの執行残ということで繰越金が出てきたわけですが、予算の100%執行ができると本当はよろしいんですけど、何分にも予算規模が非常に大きいということで、毎年このような状況になっております。ただ、先ほど給付のことで3,700万円ほど増額になっているということで、非常に見込みが立てにくいという状況にありますので、今後の医療の動向、いろいろ情報を得まして、できる限り適正な予算執行に努めていきたいというふうに考えております。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（酒井久和君） これをもって、議案第50号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第51号 平成22年度大口町老人保健特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第51号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第52号 平成22年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 保険証が届かない方というのはどのくらいおられるんですか。

議長（酒井久和君） 戸籍保険課長。

戸籍保険課長（掛布賢治君） 後期高齢者医療の保険証の更新につきましては、8月1日で切りかえをするということで、7月の末に書留で郵送を行っておりますけれども、やはりお留守

であったりして、郵便局の方が不在通知とかで連絡をしても、なおかつ受け取りをされなかったということで戻ってきたケースが数件ありましたけれども、8月末までにいろいろ再度の郵便で連絡をしたり、それから電話等連絡をいたしまして、現在のところ、すべての方に保険証が渡っております。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) また、国保のときに聞けばいいんだろうというふうに思うんですけども、保険証というのは今は1年の期間になっていますか。前は2年の有効期間だったというふうに私は思っておったんですけども、どうしてこれは1年の有効期間になってしまったんでしょうか。

議長(酒井久和君) 戸籍保険課長。

戸籍保険課長(掛布賢治君) 保険証の有効期間が2年から1年になったという経緯はちょっと十分承知しておりませんが、2年ほど前に、世帯ごとに交付していたものをカード化して個人ごとに今交付をするようになっておりますけど、そのタイミングで1年の有効期間に変更をしております。変更した理由につきましては、わかりましたら、またお答えをさせていただきます。

議長(酒井久和君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) これをもって、議案第52号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第53号 平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算(第2号)の質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 丹羽議員。

7番(丹羽 勉君) 9ページの基金の積立金並びにその下の諸支出金の償還金についてお尋ねいたします。

積立金が新たにまた2,000万、さらには下の国庫負担金、県負担金の返還が約2,000万、これは保険給付費の見込みが低かったからこういう結果が出たのではないかなと思いますが、これは即、保険料にはね返ってまいります。ということは、保険料を高く取り過ぎておったのではないかという気がするわけですが、保険料を高く取って、積み立て、それから国の負担金などを返還するということは、やっぱり保険料を払った人がそれだけ不利益を受けておるわけですが、これに対して何らかの還元をするというようなお考えはお持ちでしょうか。

議長（酒井久和君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（宇野直樹君） 丹羽議員から、償還金利子及び割引料について御質問をいただきました。議員御指摘のとおり、保険料がちょっと取り過ぎじゃないかというような御指摘でございますけれども、この介護保険の計画につきましては、平成21年度から平成23年度まで、3年計画で計画を立てて運営をしているところでございますので、現在、平成24年度に向けての新たな計画の際にこのことを検討させていただきながら、保険料の方にも反映できるような仕組みにしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 今、私ども共産党の議員団でアンケート活動をやっておるわけですが、読者ニュースにもずうっと公表させていただいておるわけですが、介護保険については、介護保険料を引き下げてほしいという声もあるんですけれども、やっぱり一番多いのは、サービスの充実というところが一番多い結果が出てきているんです。特に医療と介護と同じような項目でくくりみたいなのふうで設問させてもらったんですけれども、後期高齢者医療制度を廃止してほしいというのも多いんですが、しかし、介護サービスの充実という声が結構多いなあということを実感したわけですね。

町でも介護保険の計画をつくるときに、高齢者の方々に対してさまざまなアンケート活動をやりますよね。僕、思うんですけど、ああいうアンケートをやった結果を、アンケートをやった人たちに、結果はこうですよというふうにお知らせする必要があるんじゃないかなというふうに思うんです。そのことによって、あっ、こういうことを考えておるのは自分だけじゃないんだなということがありますし、自分だけがこんなことを思っておるのって何かいやらしいわとか、そういう変な思い込みなどが私は払拭できると思うんです。

来年に向けて、また3年、3年で介護保険料の見直しもあるし、それとは別に今の介護の計画ですね。それはそれでたしかありますよね。そういうものの中でアンケートをやられるのはいいんだけど、その内容について、全く町がやったアンケートというのは、やった人にそのアンケート結果が返されていないんですよ。私はそれが非常に問題なんじゃないかなあというふうに思うんです。アンケートをやった結果でこういう保険料になりましたと言われても、一体どうしてそういうふうになったのか、その過程が全然見えてこないんですよ。だから、私はそういうのが本当に問題だというふうに思うんです。アンケートをやるからには、きちっと住民の皆さんに、少なくともやった人にはそのアンケートの結果を返さないと、私はこれは詐欺じゃないかなあというふうに思うんです、そういう意味では。

そこら辺のところは今後気をつけていただかないかとは思いますが、そういうアンケートの中には、やっぱりサービスの充実だとか、そういうものというのは多分いっぱいあると思うんですね。そういうものに本当に今、町の方はこたえているのかどうなのかということが、私は介護保険のところではいざ問われていることじゃないかなあというふうに思うんです。例えば、介護保険サービスのメニューにはないけれども、しかし、自治体特有のサービスもありますよね。それは横出しだとかと言われているような部分もあると思いますし、そういう部分というのは他の市町と比べて一体どうなのかということも含めて、やっぱり少なくとも議会等々には報告する必要があるんじゃないかなあというふうに思うんです。そういうものとまた比較しながら、今後の介護保険計画などをぜひ検討していただきたいなあというふうには思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（酒井久和君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（宇野直樹君） 吉田議員から、介護保険のサービスの充実について御質問をいただきました。アンケート結果を調査させていただいた方々に報告をしたらどうかというふうな御質問でございますけど、こちらにつきましては、できるような方向で検討・検証して進めていきたいと思っております。

それから、そのアンケート結果、それから次期の計画等につきましては、まちづくり条例に沿って、できるだけ地域へお寄りて皆さん方に御説明をさせていただき、御理解を得て進めていきたいというふうに考えております。

それから、サービスの充実の中で実際に提供していないサービスとか横出しサービスの件で御質問いただきましたが、基本的に介護サービスにつきましては、おおよそすべて提供させていただいております。ただ、地域密着型サービスのうち、小規模多機能型居宅介護、それから夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護につきましては、まだサービスの適用がされておられません。なお、現在の横出しサービスとしましては、所得の低い方に対してデイサービス等の食事代の助成と、要介護3以上の方に対しておむつ代の補助をさせていただいております。また上乗せサービスとしては、住宅改修の助成を現在のところ実施しております。状況でございます。よろしく申し上げます。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 本当に日常生活を営む上で介護保険のサービスというのは、本当に私は重要だというふうに思うわけです。例えば、うちにずうっと居続けておるから、頭ぼさぼさでいいというわけにはいかんのですよ、本当に。だから、よその市町でも、ここら辺でやっていないのはもう大口町だけですけれども、訪問理髪だとか、そういうものもきちっと私はやるべ

きだと思っんですよ。そのサービスを受ける受けんはまた別にして、そういったものの制度そのものが大口町はないですよ、例えば横出しの部分でいくと。だから、やっぱりそこは他の市町の横出しのサービス等々も研究していただいて、ぜひそういったサービスなども提供できるようにしていただきたいなあというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

議長（酒井久和君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（宇野直樹君） 訪問理髪とか、それにつきましてもいろいろ検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 吉田議員の横出し事業というところでは、今言われました、例えば訪問理美容、そういったことにつきましては、いろいろきょう現在まで経過というものがございまして、実際、理美容組合とも話し合い等、さらにはそういったこともしてきた経緯もございまして、そういう中で、現状まだ大口町が踏み切れないという問題点を抱えておりますけれども、いずれにいたしましても、次期介護保険事業計画の中で何が必要かというのは、今後精査していく中で考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 続いて、議案第54号 平成22年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 丹羽議員。

7番（丹羽 勉君） 7ページの下水道使用料の追加90万6,000円の補正が行われております。これは、この使用料というのはいつ推計するんでしょうか。

それから、9ページの消費税につきましても、消費税はいつ発生し、いつその額が確定するのか、お伺ひいたします。

議長（酒井久和君） 都市整備課長。

都市整備課長（渡邊俊次君） まず、下水道の使用料の関係でありますけれども、毎年、接続戸数、それから新たに接続されるであろう戸数の推計をしておりますして、新年度予算に算入をしておりますが、今回のこの補正に関しましては、むしろ消費税の追加ですね。こちらの方が確定してまいりました。平成21年度分を22年に支払いますので、この分の確定によりまして追加に伴う歳入の追加ということで御理解いただきたいと思ひます。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（酒井久和君） これをもって、議案第54号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第55号 平成22年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（酒井久和君） ないようでございますので、質疑なしと認めます。

これをもって、議案第55号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第56号 教育委員会委員の任命について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第56号の質疑を終了いたします。

続いて、認定第1号 平成21年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、質疑に入ります。

初めに、一般会計の歳入について一括して質疑に入ります。

決算書の事項別明細書70ページから93ページまで、款1.町税から款20.町債までです。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） いろいろ総括的なこともあるんですけども、歳入ということですので、歳入に限定して質問はしていきたいなあというふうに思うんですが、例えば税のことですけども、各税の不納欠損額というのがあるんですけど、それについてどういうふうに対応したかというのは、実は決算及び基金の運用状況審査意見書という監査委員さんの意見書の方の36ページを見ると、各税の滞納整理の対応策についてということだとか、各税の不納欠損額についてということで、ここにどういうふうの不納欠損額が処理されているのかということがよくわかるように実はここで指摘がなされているんです。私も今までなかなかここまで見る機会がなかったのか、よく知りませんでしたけれども、私もそれなりに調べさせていただいたんですが、ここでは地方税法の第18条とか、地方税法の第15条の7第4項及び第5項が適用されることなどによって、例えば個人町民税などについては不納欠損が行われている。この不納欠損の額においても、徴収不納が何件で幾ら不納欠損がなされているのかということがここに示され

ているわけです。

私もここに出てくる地方税法の第18条だとか第15条の7というのをちょっと調べさせていただいたわけですが、地方税法の第18条というのは、徴収する権利を5年間行使しないと時効により消滅すると、これが簡単に説明する内容なんですね。だから、徴収する権利を5年間行使しないと、時効によって実はこれは消滅しちゃいますよということですね。それから、地方税法の第15条の7というのはどういうのかというと、滞納処分の執行を停止することができるということがここで書かれているわけですね。なおかつ、執行停止が3年続くと、停止しておいた部分が要するに消滅するよということも一方で言っていますよね、これはほかの条文のところですね。そういうものなんです。

私は、この中で問題にしたいのは、第15条の7の滞納処分の執行を停止することができるという部分なんですけれども、これというのは、停止する要件として三つあるんですけれども、財産がない場合、それからもう一つは、滞納処分をすることによって生活を著しく窮迫させるおそれがある場合、三つ目に、その所在、要するに対応しておる人の所在ですね。それとあと、滞納処分できる財産がないとき、この三つが執行停止することができる要件だということになるわけですが、町の方にお尋ねしたいのは、滞納処分をすることによって生活を著しく窮迫させるおそれがあるときに、これを適用して執行停止した例というのはあるのかなのか、まずこれをお尋ねしておきたいというふうに思います。

それから、このあとまた滞納関係で伺っていくわけですが、国保の滞納者数というのは、今の意見書の中の38ページにあるんですけれども、平成19年には329人、平成20年には347人、平成21年度は339人と、それぞれ滞納額が3,000万円以上の金額が三つ並んでおるわけですが、国保の滞納者数が平成21年度は339人です。これは339世帯と言った方がいいのかもしれないですね。そこで私聞きたいんですけれども、国保の加入者数で計算すると、滞納世帯は339人なんだけれども、加入者数に置きかえると、一体、滞納世帯というのは何人に当たるのかということを知りたいのと、それから資格証明書の発行数、こうしたものについてもぜひお尋ねをしておきたいというふうに思います。

私は、国保税の滞納防止というのは、もう短期保険証だとか資格証明書によって防止することができないということは明らかだというふうに思うんです。少なくとも平成19年、20年、21年、この3カ年を見ても、滞納者数は減ってないですね。減らないどころか、滞納額そのものはふえていっているような状況なんです。だから、短期保険証の発行や資格証明書の発行によって防止することはできないと私は思うんです。まず、窓口に来られた人に対して、納税相談なんかの折に、私は、国保税を払ってくれと言う前に、そういう人に「体が悪いところはどこありませんか」と、そういうふうにまず尋ねていただきたいというふうに思います。やっ

ぱり相手を気遣うことが私は大切なことではないかなあというふうに思うんです。そういう中で、国保制度の大切さも知ってもらいながら、払っていただける分は払っていただくということが必要だと思うんです。これが一つの問題ですね。

それからもう一つは、残念なんですけれども、分納誓約書というのを書かされるんですけれども、国民健康保険税の滞納をしている人が保険証をもらおうと思うとね。これは滞納者の立場に立っていないというふうにまず思うんです。それは何かというと、その世帯の家計が一体どうなっておるのかということとちゃんと尋ねてやっておるのかどうなのかということだと思っただけなんです。本当に払えるかどうかということをやっぱり把握すべきではないかというふうに思います。この点についてはいかがなんでしょうか。

それから、保育料についての滞納も、この中では実は問題にしているんです。これは39ページのところにやはり出てくるわけなんですけれども、これは保護者と話し合いの上で分割納付されているという説明がありますけれども、しかしながら保育料というのは、税と違って滞納者が保護されるべき権利が実は全くない状態になっているんじゃないかなあというふうに思うんです。もし滞納者を保護するような法律なり権利なりもしあるんだったら教えていただきたいんですけれども、私はこれは問題ではないかなあというふうに思うんです。これはやっぱり税と同様に、一定のルールづくりが私は必要んじゃないかなあというふうに思います。

それから介護保険料について、これも問題に私はなると思うんですけれども、支払わないと、サービスの制限がなされたり、自己負担が3倍ぐらいになったり、そういうことがあるということを以前、この議場でも伺いをしたわけなんですけれども、一生涯そのような状態が続いてよいものなんだろうかなあというふうに思うんです。介護保険料については、国保と違って、転出しても逃れられないですよ。過去の記録もついて回るように実はなっています、ちゃんと。すごいシステムなんですけれども。そうすると、転出しても逃れられんわけです。前、あなた滞納しておるだろうということですね。それを何とかしてこいと言われたって、何ともしようがないですわなあ、2年かそこらで時効になっちゃうわけですから。だから、そういうことでは、自己負担がずうっと上がったりだとか、サービスが制限されたりというところから逃れられなくなってしまう。こういうお年寄りをどんどんふやしていったら本当によいのかというのが、介護保険の中では、これから僕はどんどん問題になってくることじゃないかなあというふうに思うんですけれども、こら辺についてのお考えはどうなんでしょうか。

それから、後期高齢者医療の保険料なんですけれども、これも40ページのところに書かれておるわけなんですけれども、これも歳入だといえれば歳入なのかもしれないけれども、これも医療機関にかかってないような人というのはおらんのかなあと思ってね。保険料徴収、年金から天引きされていくもんですから、そうすると、お医者さんにかかれんような人というのは出てきてい

るんじゃないかなあというふうに私は思うんですけども、そういう人というのはいないかどうか、私はこれは直ちに調査すべきじゃないかなあというふうに思うんですが、そこら辺のところはいかがでしょうか。

議長（酒井久和君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） ただいま滞納処分の不納欠損に係る質問の中で滞納処分について、地方税法の解説をいただきましたけれども、そのとおりでございます。実際には5年の時効により不納欠損を行ったりしておりますけれども、一方では執行停止という制度があります。滞納処分の執行を停止するわけですが、それにつきましては、今、議員さん御指摘のとおり、15条の7の第4項というのが3年で時効というか、執行が停止すると。不納欠損になると。あと、15条の7の第5項というのは、直ちに、3年を待たずに不納欠損になっていくということです。その執行停止ができる事由につきましても、地方税法で今、議員さん御指摘のとおり、三つの要件で該当することができます。その中で今御質問がありました、滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるときという項目については、今回の21年度決算において、この事項で該当した不納欠損はありません。これはどういう例かといいますと、生活保護にかかったとか、生活保護程度の水準の方の滞納があった場合に執行停止ができるということですが、議員、今、御指摘されたとおり、3年がたってということですので、今回、21年度決算の中ではそういう方はございません。ただ、それを事由に執行を停止している方は現在もちろんおりますので、いずれは上がってくるかと思いますが、執行停止制度自体、最近、私もも運用してまして、従前は5年を待って不納欠損というパターンが多かったです。これは収納体制の不備ということもありましたので、時効を待っていたということなんですが、現在は、資産調査等をしながら、執行停止を有効に活用しながら滞納処分処理していこうという考え方でおりますので、お願いいたします。

議長（酒井久和君） 戸籍保険課長。

戸籍保険課長（掛布賢治君） 国民健康保険税の不納欠損に関する御質問についてのお答えをさせていただきます。

まず最初に、滞納処分によりまして生活が困窮するといった理由での執行停止については該当はございません。これについては、地方税法の15条の7ということで、3年で不納欠損を行ったものにつきましては、住民票があっても連絡がとれない居所不明の方ということで住民票が削除された方が6世帯、それから外国人の方で出国をされて連絡がとれないといった方が1世帯、合計7世帯、この方が該当をしております。

それから、決算の意見書の38ページにあります滞納者数の内訳で、世帯数ではなくて加入者数に置きかえるとどれだけかという御質問ですが、これにつきましては、ちょっと過去

のものまでは、数字をさかのぼって拾うことが手作業になりますので御勘弁をいただきまして、今年度のものの数字だけを報告させていただきますけれども、339世帯で21年度の滞納世帯数が上がっているわけですが、これは全体の世帯数でありまして、このうちの資格がある世帯につきましては257世帯ということになります。それで、この257世帯の人数はということですが、534人が加入者人数ということになります。

それから資格証明書の発行件数でありますけれども、今年度8月末現在で資格証明書の発行件数につきましては10世帯、15人の方を対象に発行しております。

それから、分納誓約等、滞納の対策に関しまして、いろいろこういう短期保険者証や資格証明書の効果がないのではないかという御質問でございますけれども、これは21年度の滞納金額は20年度に比べまして約350万円増加をしております、納付率も0.4ポイント下がっております。このことから、短期保険者証や資格証明書は効果がないという御質問でございますけれども、滞納額のふえた理由の一つには、今、長引く不況の状況にありまして、そんなことで収入の低下とか、それから失業等ということで一時的に払えないという状況の方がふえていると、そういうことがあるのではないかと思っております。そんな中で短期保険者証や資格証明書の交付については、滞納のある方に納税相談の呼びかけをして、納付状況を見た上で行ってあります。納期内での納付が困難な方には、各世帯の収入の状況、家庭の事情等をお尋ねしながら、その状況に応じた方法、それから金額につきましても払える金額をお聞きして、相談をして、それでもって分納誓約を提出いただくというようなことで現在進めております。短期保険者証の更新時にも改めてまた相談を行いまして、必要ならば、その時点でまた分納誓約の再提出をお願いし、金額の変更とかあったら、その時点でお願いをするということで、その時々状況をお尋ねして行ってあります。ですので、これが必ずしも有効ではないというふうには考えておりません。

それからもう一つ、後期高齢者の保険料の医療機関にかかっていない人の調査をすべきということで御質問いただきましたけれども、これは8月に、戸籍上生きているが、生死、行方がわからないとか、また住民票だけがあって居所不明とか、いろんなことでマスコミが騒がれまして、年金の不正受給にも関係してくるということで、これは年金事務所の方からも問い合わせがあったわけですが、そんなことにも関係してくるのではないかとと思っておりますが、大口町に住民票がある方、このときは98歳以上の方につきまして、後期高齢者医療の受診状況とか、それから健康生きがい課の方の所管でありますけれども、介護保険の認定、それからサービスの利用状況によりまして、98歳以上の方は存命であるということを確認しております。しかし、75歳以上の後期高齢者の加入者全員の方について、医療にかかっているかどうかということは現在ちょっと把握をしておりません。それで、今、後期高齢者医療広域連合の方で、今

後、一定期間、医療を受けていない人の調査をするということが、先週でしたか、連絡が来ておりますので、その情報を待ちたいと思います。現在のところはそれを調査しておりませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

議長（酒井久和君） 福祉こども課長。

福祉こども課長（天野 浩君） 吉田議員より、保育料の滞納に関するお尋ねをいただきました。保育料の滞納につきましては、税金のような地方税法15条の7のような法律等々のルールづくりはございません。ここ数年の保育料の滞納状況でございますが、決算書にも書いてありますように、平成20年から21年度につきましては1名2万7,000円、21年度から22年度につきましては4名の15万7,000円という状況でございます。それ以前につきましては、良好に納められまして、年度内ですべて納まっていったという状況でございます。今申し上げました20年度から21年度の滞納分及び21年度から22年度の滞納分につきましては、決算審査の意見書にも書いてありますように、職員が関係の保護者とお話し合いをしまして、分割納付等々の形も提案させていただきまして、それぞれ20年度から21年度につきましては、出納整理期間を過ぎました6月中に、それから21年度から22年度につきましても、8月末の段階ですべて完納という状況でございます。滞納される方につきましては、それぞれ事情があつてのことだと思っております。20年度、21年度の保護者とお話し合いの中で、今申し上げましたように数ヵ月の間で完納していただいておりますので、今のところ悪質な滞納者といえますか、そういった方はないというふうに認識しておりますので、当面はこういった形で滞納分につきましては対応していきたいと思いますが、本来は年度内にすべて完納していただくように努力をしていきたいと思っております。万が一、どうしても滞納が生じた場合は、今申し上げましたように、保護者の方とお話し合いの上で、無理のない範囲で早急に納めていただくというような形で対処していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（酒井久和君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（宇野直樹君） 介護保険料の滞納について御質問いただきました。滞納の方につきましては、まず行政の方からは、自己負担額の支払い方法の変更をさせていただきます。1年間介護保険料を納付されなかった場合につきましては、支払い方法を償還払いに変更させていただきます。さらに、保険給付の一時差しとめということで、1年6ヵ月の間、介護保険料を納付されなかった場合につきましては、保険給付の一部または全部を一時差しとめさせていただきます。さらに、保険給付額から滞納保険料額の控除ということで、差しとめされている保険給付額から滞納保険料額を控除させていただくということをしていただいております。

それから、介護保険料徴収権につきましては、議員御案内のように、2年間で時効となりま

す。時効により消滅してしまった未納期間を介護保険料徴収権消滅期間と言いまして、認定前10年間の介護保険料徴収権消滅期間がある場合には、まず保険給付率が7割に引き下げられ、さらに次に高額介護サービス費等の不支給の措置がされてしまいます。保険料の滞納の対策としましては、39ページにも書いてございますように、介護高齢グループの職員によります戸別訪問を実施させていただいております。特に年金の受給月の偶数月には重点的に訪問させていただいて、できるだけ新たな滞納の方を発生させないように努めさせていただいておりますので、よろしく願います。

( 挙手する者あり )

議長( 酒井久和君 ) 吉田正議員。

1番( 吉田 正君 ) 総括的にちょっと特別会計も含めて聞いちゃったもんで申しわけなかったんですけども、いろいろ住民の皆さん方にまつわる公共料金と申しますか、そういうものが本当に多岐にわたるわけですけども、そうした中で、監査委員さんも本当に御苦労されたんだなあというふうに思うわけですが、しかしながら私はこの中で、さっきも説明がありましたけれども、地方税法の第15条の7の中の滞納処分をすることによって生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、これは滞納処分の執行を停止することができる。この項目をやっぱり有効に活用していただくことが、住民の生活を守っていく、そういうことに私はなるのではないかなあというふうに思うんです。

きのうかおとといか、税務課の窓口の方でちょっと私は聞きましたけれども、いろいろ財産があるだとかないだとか、そういうこともよくよく調べさせてもらっているということも伺っておりますし、それで滞納処分をさらに迫ることによって生活ができないような状況にされてはいかんわけです。

また、最近私の耳に入ってきておるのは、滞納されている町の住民税ですね。これが県税事務所の方から請求が今行われている。これは地方税法の第48条ですか。県と大口町が協定を結んで合意すれば、県の方から徴収することができるということが、平成18年ぐらいからでしたかね、今やられているというふうに私は認識しているわけですけども、より話を聞いてみると、過酷な取り立てがあるということ、私も電話をしてみても実感をしたところであります。そういう意味では、滞納処分をする場合には、よくよくその方の生活がどういう状況なのかということを一層把握していただく必要が私はあるというふうに思いますし、滞納処分の執行停止を積極的に活用する。今言われたんですけども、そのとこにないだとか、滞納処分できる財産がないときは、それはそうなんですけれども、そうじゃなくて、生活を著しく窮迫させるおそれがあるのかないのか、こういった点も、税務当局におかれましては、そういう判断も積極的に行ってほしいということ、私を思うんですけども、いかようにお考えでしょう

か。

議長（酒井久和君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 執行停止の要件の適用については、もちろん行政の権限にあります。近隣市町村を比較しましても、やはりかなり差があります。温度差があります。ただ大口町の場合、滞納処分自体、今まであまり手をつけてこなかった。いわゆる差し押さえですね。現在は預金だとか生命保険に関しては調査し、可能な人に関しては差し押さえも執行しております。そういった経緯もありますので、直ちに厳しい取り立てという形には持っていけないと認識しております。ただ、税負担の公平性という担保は必要だと思っておりますので、その兼ね合いの中で、実際、徴収の現場へ行っている人間は、大体見ればわかると思っております。生活状況は、お宅へお邪魔して話をしていれば大体わかるということで、取れる、取れないという判断はある程度できると思います。その裏づけとして、当然、預金調査だとか資産調査はさせていただきますけれども、そういった中で運用していきたいと。まだ執行停止に関しては本当に去年あたりから本格的に始めたところで、運用基準も今試行錯誤しながら、職員間での内部調整を進めながら今運用しているところですので、御意見は十分賜って運用したいと考えております。以上です。

議長（酒井久和君） その他ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 会議の途中ですが、11時まで休憩といたします。

（午前10時50分）

議長（酒井久和君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前11時00分）

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 田中議員。

2番（田中一成君） 地方財政も国の財政も大変難儀な状況の中で、今、税収の確保についての論議もあったわけですが、今、民主党の代表選挙をやっている中で、小沢一郎さんが地方に対する補助金を一括交付金化すれば財源はできるんだと、こう言っているのに対して、菅さんが、いや、それは8割方教育や福祉の財源であって、一括交付金化したから地方に財源ができるというようなことは狭い範囲だというようなことで反論しておりますけれども、約21兆円の地方に対する補助金や負担金があるそうですけれども、これを一括交付金化しようという動きが民主党政権の中にもあるようですけれども、そういうことが実施をされるとすると、

大口町についてはどんなふうに受けとめたらいいのか。そんなことで大口町の財源が新たに豊かになるというふうに思われたいわけですが、どんなふうに受けとめておられますか。

それから、大企業に対して経済産業省は5%程度の法人税の引き下げを要求しています。日本の法人税率が40%で、諸外国と比べて高いからだというのが言い分でありましてけれども、社会保険料などの負担を含めるとヨーロッパ諸国よりも低いというふうに私ども日本共産党は主張しているわけでありまして、もしこの法人税率が5%下げられるというようなことになると、これは地方の割合はどの程度なのかわかりませんが、大口町にとってどの程度の影響があるのかなあということが少し心配なんですけれども、どんなものなのでしょうか。

それから、大企業は研究開発減税とか、あるいは損益の7年間の繰り越しができるとか、連結決算制度とか、いろんなことで減税措置が大規模にやられていて、実態としては中小企業よりも大企業の方が税負担率が低いというのは私は問題だというふうに思っておりますけれども、大口町でいわゆる大企業で納税ゼロというような状況というのはどの程度あるのでしょうか。

議長（酒井久和君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） まず、法人税の減税5%という話ですけれども、もともと法人町民税自体は法人税をもとに税率が掛けられておりますから、その法人税が単純に5%減れば、5%減るというふうには考えております。ただ、その減税分が、先ほどもありましたように、特例交付金で補てんされるのかどうかはまた別問題ですけれども、税額としては単純に5%減るものだと考えております。

それと、あと法人税のいろんな優遇策に対しての影響ですけれども、これも先ほど言いましたように、法人税がもとになった申告納付ですので、実際、私どもも細かな分析はしておりません。法人税が特例措置を受けたことによってゼロになれば、当然、町民税もゼロになります。ですから、実際に業績等をお聞きしに各大手の企業を回るんですが、実際に業績の結果と申告の結果とはずれが出来ますので、ある程度、売上は伸びていますよと言われても、税の申告を待ったらゼロだったというケースも当然出てきますので、ちょっと申しわけないですが、その辺の読みは私どもでは十分しておりません。

議長（酒井久和君） 町長。

町長（森 進君） 一括交付金の話ですけれども、私が一括交付金、今まだ十分な概観というんですかね、その部分がわからないわけですが、私が一括交付金について承知をしておるのは、やっぱり個々の補助金で来るものと一括交付金の形で来ることによって、我々交付をされる側の使い方、これが非常に今の一括交付金で来れば、大口町としてどういう事業を優先させて、集中的にそこに投下ができるかというようなことが、従来の補助金の制度とは大き

く違うんじゃないかなあということが、一括交付金についての今の時点での私の認識であります。ですから、金額的には恐らく個々の補助制度が精査をされる中で、交付税と同じような何らかの基準ベース、人口、あるいは面積、そんなようなものが基準ベースになって交付金の額が確定をしてくるのではないかなあということ、これはあくまでも現時点での私の予測であります。ですから、金額的には大きく大口町の財政に影響をするような、ふえたりというようなこともないのではないかなあということは思っております。

それから法人の関係ですけれども、実は平成21年度の大口町の財政力指数が1.47ですか、その前が1.7幾つです。ところが、交付税の直近の今の財政力指数を算出してくれた結果が1.09です。そんな状況に大口町が今あるわけです。ですから、今お話のありました法人の税金についても、やはり大口町の今の財政状況からして1.0幾つというのは、ちょうど平成9年、10年、11年、このあたりの段階がどうも1.02、あるいは1.09あたりを動いたというような過去の経過があるようですけれども、なぜ平成9年、あるいは11年の時点でそんな状況になったのかは、ちょっと私、そこまでは記憶にないんですけれども、いずれにしても、リーマンショック、リーマンショック、100年に1度というようなことで騒がれておりました今の経済の状況が、今本当に大口町にも、地方財政に大きく影響をしていくというような状況になったのかなあということを改めて自分としては思い知らされたというんですか、そんな感じを受けております。

その中で新聞等を見ておりますと、やはり海外での今の企業の活動における日本の法人税の税率については、やはり大きく今の話で差異があるというようなことで、日本の国内の大きな企業においては、生産拠点、あるいは部品までの生産も海外へ移していくというような状況が新聞で見るとあるものですから、そういう中で海外へ部品も含めて製造工程が行くということは、その下請等であり雇用、こういうものが今後どうなっていくかなあということをお考えすると、今の現状の世界での日本の法人税の税率を云々ということではなくて、やはり雇用までを考えた産業構造というんですか、そういうものを考えて、やはり国あたりは法人税についての改正と申しますか、見直しと申しますか、そういうものを今後実施されていくというふうに思っております。ですから、今、総務部長がお話をさせていただいたように、具体的に大口町に国の税制が見直されることによって、具体的に数字的にどの程度影響してくるかということは、今の時点では試算等したわけではありませんのでわかりませんが、ただ、いずれにしても、単に法人の税率を云々ということだけではなくて、産業構造が大きく変わって、そこに雇用問題が繋がってきておるといえるのは事実でありますので、そのあたりを我々としてもどう見きわめていくかということをお考えいただかなければならないというふうに、最近、新聞あるいはテレビでのいろんな報道等を見て、そんなことを私は感じております。

( 挙手する者あり )

議長 ( 酒井久和君 ) 田中議員。

2 番 ( 田中一成君 ) この近辺で一宮が合併をいたしまして、30万以上の人口になって、春日井などもそうですけど、新たに事業所税というのを徴収することができるようになって、徴収を始めております。このことについて、我が党の衆議院議員に、それらについての減免措置をやらないと、とりわけ中小企業は大変なんだというお話をしましたら、今は国も地方も税収の確保にどう努力するのかという時代であると。ましてや中小企業といえども、それらについては適切な負担をしていただかないと日本の財政はなりゆかないんだと。だから、むやみに共産党がそれらについての減免措置を講じるというようなことについては、国会議員団は同意をしていないと、こういう厳しい意見が返ってくる時代です。

そういう意味では、不景気といっても、日本の大企業は09年度も内部留保をまた増額して、今240兆円台です。雇用者報酬は引き下げられる。そしてまた、正規社員は雇用を控えて、短期雇用を繰り返す。こういう中で、大企業は金をがぼがぼと持っているけれども、使い道がない、こういう状況があるんです。我が党は、約5兆円程度、内部留保を取り崩してくれば、年収500万円の労働者を約100万人程度雇用することができる。これはトヨタさんなどに対しても、そういうことをやっていただくことが内需を高める、いわゆる消費購買力を国民が持って、そして自動車も買うことができるような状況をつくることのできるんだから、リーマンショックのときの反省点は、外需依存型の日本の経済ではなくて、自立した内需主導の健全な経済をつくるのが大事だということは、日本共産党以外のすべての政党も一致した意見だったんです。そういう意味では、今、菅さんは、一にも二にも三にも雇用だというのは一理あるんですね。まともな雇用をしていただければ、国民の消費購買力はできますし、内需を一層高めることができるし、内需主導の経済発展をすることができるんです。そういう意味で、大企業に対する負担、税金を上げよとは言いませんけれども、大口町も町内のとりわけ大企業の皆さんに対して、短期間の雇用を繰り返すのではなくて、正社員を極力雇用していただくように、私は要請をしていくべきだというふうに思います。

トヨタ関連を初め、2月、3月ごろに半年契約でまた派遣などの短期雇用を実はされたんです。それが、9月いっぱいまでエコカー補助金などが切れる予定です。ちょうど半年なんですよ。それで、かなりの人がまた首を切られるということになりますと、日本の経済はまた低迷を余儀なくされていくことを繰り返すということが非常に心配をされています。そういう意味では、大口町は大企業に対する超過課税をやっていない、この近隣では唯一のところなのかわかりません。それをやれとは強く言いませんけれども、少なくとも高校を卒業しても行くところがない、大学を卒業しても6割しか就職できない、博士号を取っても就職先がないそうで

す。ひどいんですね。一生懸命勉強して、息子さん2人が博士号を取った。親は喜んでいただけども、行くところがない。こういう状況では若者の能力をこの社会は見捨ててしまうということになって、日本の将来も大口町の将来も明るいものは見えてこないんじゃないかというふうに思うんです。そういう意味では、大企業の皆さんに対して、せめて正規の雇用を何とかふやすと、短期雇用の繰り返しはやらないでほしいというような要請は、事あるごとにお願いをしていただきたいなあというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（酒井久和君） 町長。

町長（森 進君） 今、田中議員さんが言われた雇用の状況については、以前にも短期雇用、あるいは非正規社員、その扱いについて、町としてというようなこの議会の場でお話があった経過もあるわけですが、私どもとしては、やはり雇用の確保というのが重要だということは認識はしておりますが、私どものような自治体の中でできるということは、雇用あるいは労働については非常に限界があるというふうに思っています。そういう中で、町としてできることは、緊急雇用を含めてですけれども、私どもとして現時点で対応させていただいておるわけですが、それもあくまでも暫定的な、要するにつなぎでしかないわけですので、そのあたりを、その人の生活の糧として、生活設計が立てられるような状況までの雇用のシステム、あるいは雇用に対する対応がなかなか今の市町村というか、町村というレベルでは難しいというのがつくづく私の認識の中にあるわけです。ただ、私どもとしていろいろな機会がある中で、町内の企業の皆さんにそのようなお話をさせていただくということについては、今の現状等から考えれば必要なことであるというふうに思っておりますので、そんな機会がありましたら、やはり企業の皆さんとそういうようなお話をさせていただきたいというふうには思っております。

議長（酒井久和君） その他ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 丹羽議員。

7番（丹羽 勉君） 不納欠損額についてお尋ねいたします。昨年は1,218万9,500円と、過去の数年、二千数百万という不納欠損額を一気に昨年減らすことが、担当者皆さんの努力でできたと思います。しかし、21年度はまた2,174万という不納欠損額を計上しております。昨年お尋ねをいたしましたときに、今までの不納欠損額より半分になったというこの結果について、特殊な成果をおさめたということに何か理由があるのかということでお尋ねをいたしましたところ、不納欠損額が減額となりました要因としましては、ここ数年来、滞納状況を精査しまして、徴収できない税などを昨年までで一定の整理を終えたということが要因だと考えておりますという御答弁をいただきました。数年来の滞納状況を精査して減らすことができたというこ

とでありましたが、ことしまたもとへ戻ってしまったというのはどういうことかというふうに疑問を持つわけですが、どのようにお考えでしょうか。

議長（酒井久和君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 昨年の不納欠損とことしの不納欠損の内容を比較検討したところ、1件当たり、この1件当たりの件数のとらえ方ですけれども、年度単位で納税者1人を1件と。例えば1期、2期、3期、4期とあった場合に、同じ人であれば、実際は正確には4件の不納欠損になるんですが、わかりやすくするためにこういった決算なんかでお示しするときには、1人当たりということで1件というふうにしております。そういった件数の取り扱いで表示しておりますけれども、20年度、例えば特に固定資産税が大きいわけなんですけれども、20年度については、不納欠損額67件で523万2,550円、平均7万8,000円あたりです。ことしに關しますと、不納欠損額73件で1,239万1,392円、これがかなり、特に固定資産税で平均でいきますと16万9,000円ですので、昨年と比べると1件当たりが伸びているということで、これは対象者の方がたまたま高額だったとか、そういった要因ではあるかと思えます。個々の数字に関してはちょっと回答しづらい部分がありますもので、総額でいくとこういう差がありますので、1件当たりの金額が高かったかなというふうを考えております。件数は昨年が67件でことしが73件、先ほど言いました件数の考え方で言うと、若干は伸びておりますけれども、金額が非常に伸びているというのは、1件当たりの金額が高かったからかなというふうに分析しております。以上です。

議長（酒井久和君） その他ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 田中議員。

2番（田中一成君） 一つだけお願いするのを忘れていました。町県民税の徴税を県の方に委託をしたという話がさっきありましたけれども、県税事務所の方が行かれるとびっくりして、八、九割の方が納めてくれる効果はあるそうですけれども、地方税法48条に基づく徴収委託だということですが、その委託契約というのを資料として御提出いただけないでしょうか。

議長（酒井久和君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） ことし行っています地方税法48条については、地方税法に基づいて委託する形でありますので、特に文書のやりとりはないです。引き継ぎ書というものが、正式文書、法令でも引き継ぐということになっておりますので、引き継ぎ書はあります。これも個々に個々のリストがありますので、またこれも個人情報で引っかけたりしますので、引き継ぎ書そのもののコピーをお渡しするというのはちょっと難しいかと思えますが、通常の委託

契約のようなものはございません。去年、県の職員に、町の方へ来ていただいて、収納事務をお願いしたという件については覚書を締結し、なおかつ大口町長からの辞令も出ております。ことし行っています県の方で徴収委託をしているというのは、法令に基づく事務ということで、特に協定書だとかそういったものはございません。以上です。

議長（酒井久和君） その他ございませんか。

（発言する者なし）

議長（酒井久和君） ないようでございますので、一般会計歳入の質疑を終了いたします。

続いて、一般会計の歳出に入ります。

94ページから145ページ、款1.議会費、款2.総務費です。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） これも通告してあるんですけども、決算書の112ページ、2の1の7の13ということなんですが、電算保守点検委託料というのがここで出てくると思うんですが、住基ネットワークシステムだとか、住民情報システム電子計算組織保守委託、これは支出調書を見させていただいて出てくるわけですけども、ネットワーク運用支援委託、国保後期高齢者システム機器、地域情報化システム保守、これ以外にも多分あると思うんですが、私、全部把握し切れなかったんですけども、こういう保守委託料があるんですが、これが合計すると836万円ぐらいの委託料になるわけですが、全部個々に契約書を取り交わしているものなんです。ですから、表面上では少ない金額になるわけですけども、これが実は1社で契約がなされているんです。これはトーテックアメニティという会社ですけども、そこに対していろいろシステムについての保守委託料があるわけですけども、これを合計すると、もう私が調査するだけでも830万にもなるわけですが、これは随意契約じゃないかなあというふうに思うんですけども、私はこれは契約を一本にして入札してはどうかあというふうに思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

それから、また閲覧させていただきましたけれども、2の1の7の14ということで、これはその次のページかそこらに多分出てくるんだと思うんですけども、内部情報システム用クライアント電子計算組織貸借契約ですか。NTTって金貸しもやっておるんですかね。これはNTTファイナンス株式会社東海支店というのが契約相手になっておるんですけども、要するに契約は平成20年9月1日から平成25年8月31日まで。この契約は、5年あまりの間に3,029万400円というのが契約金額なんです。1ヵ月当たりになると50万4,840円、これが延々と60ヵ月続く、そういう契約が実はなされておるんです。これは決算書を見ても、その実態は実は出

てこなくて、帳票閲覧をやると、この実態が実はわかるわけですがけれども、私は、こういう5年にもわたる複数契約をやる場合については債務負担行為をやるべきじゃないかなあというふうに思っておるんですけれども、しかし総務部長に聞くと、それはやらんでもいいと言うわけですがけれども、しかし私はやらんでもいいということではないんじゃないかなあというふうに思うんですね。どこにやらんでもいいというふうに書いてあるのか、ちょっとよくわからんもんで教えていただきたいんですけれども、私、これは議員必携という、議員になると、議員必携というのをいただいて勉強することになっておるんですが、私の議員必携は平成19年4月25日に第8次改訂新版発行ということによってされておるわけですがけれども、それを見ても、これは結構細かく契約のことについてもここでうたわれておるわけですがけれども、そんなことは一言も書いてないです。ですから、私は、5年にも及ぶような、3,000万ですよ、これ。このほかにも190万だとか1,940万だとか500万とかという契約がN T Tファイナンスとの間に実はあるんです、これ以外にも。これは合わせると5,000万円ですよ、5年間で。物すごい長期契約が、実は役場の中では高額な契約がなされているんです。これは私も調べてみてびっくりしたわけですがけれども、これを債務負担行為として住民の目からも議員の目からも明らかにするようなことがなぜできないのか。私はこれは到底理解することができない。

このほかにも実は住民情報システム（国保）電子計算組織賃貸借契約だとか、これも5年間にわたって2,600万円です。物すごい契約ですね、これ。電子計算機にまつわる契約というのは、高額に及ぶし、それから一つ当たりの、あと年数も長く契約しているというのが実態なんですね、こういうふうに見ていくと。こういうのをやっぱり明らかにしていただきたいと思うし、しかもこのN T Tファイナンスについては、ほかにも190万とか500万とか、合わせたら完全に5,000万も超えちゃうような契約があるわけですがけれども、なぜ一括の契約にこれもなっていないのか、ここら辺も私は不透明なものではないかなあというふうに思うんですけれども、これは一体どういうことなんでしょうか。ぜひこの点、お伺いしておきたいというふうに思います。

それからあと、地域振興費になるのか、それとも住民自治費になるのか、決算書にすると114ページになるのか120ページになるのか私はよくわかりませんがけれども、私どもの行った町政アンケートの中に、夢キャンパスの公園の問題が実は何人かの方から声が寄せられております。今後もこうした公園を続けてほしいという声でありますけれども、これは一体これからどのようなことになっていくのか、この点についてもお伺いしておきたいと思います。以上です。

議長（酒井久和君） 行政課長。

行政課長（江口利光君） 113ページの電子計算機器の関係で御質問をいただきました。電子

計算機器の保守点検につきましては随意契約で行っておるわけでありますが、機器のシステムの運用に当たりましては、不測の事態、あるいは現行システムが円滑に運用できるよう、システムを構築する業者と保守点検業務を随意契約で行っております。随意契約といたしているのは、それぞれのシステムにつきまして内容を熟知しているということに加えまして、ソフトウェア、あるいはハードウェアの保守を一体的に管理することができるというメリットがありますので、こうした形で契約を締結いたしております。

それから、電子計算機器の賃借料の関係でございますが、この賃借料の契約につきましては、複数年にわたる長期継続契約で締結をすることができるという対象になっておりますので、5年間の長期継続契約で締結をいたしております。したがって、債務負担行為につきましては行っておりません。以上です。

議長（酒井久和君） 地域振興課長。

地域振興課長（平岡寿弘君） 吉田議員から夢キャンパスの取り扱いについて御質問をいただきました。御承知のように、この夢キャンパスにつきましては、町内事業所の方から土地等の提供を受けて、無償でそれを使用させていただいて、住民が手づくりで公園をつくり上げたという経緯がございます。ただ、経緯の中で、現況は地主さんの方へ所有権が戻っておりまして、そちらの方の事業用途に基づいて今後動いていくという形になるかと思っておりますけれども、現在のところ、直近でそういう動きはないということで、今はそのような状況の中で、そういう管理の部分を住民団体が請け負って活用してあるというのが現況でございます。そうした状況でございますので、地元等の御要望があれば、そういうものは地主さんの方に逐一お伝えをしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 随意契約でやるのが一番ベストなんだと。要するに、そのシステムを納めた企業が全部保守点検委託をやるのが一番手っ取り早いというのは、それはもう業者の言い分だと僕は思うんですね。それは当然だと思うんです。自分のところはもうけないかんからね。けども、やっぱりそこではこれだけ大きな金額のものが全く競争も働かずに行われていって私はいいのかなあというふうに思うんですね。これはもう業者の言い値でしょう、はっきり言って。そういう契約が現にあるということ自体、今、こういうのが私は国の政治の中でも問題になっているというふうに思うんですね。ですから、そういう意味では、本当にこういうものというのは、例えば指名競争入札だとか、そういうものが本当にできないのかどうか、そこら辺も含めて、私はこれは検討する必要があるというふうに思うんですよ。いっぱいコンピューターの業者があるもんだから、現実の話として。どんな機器でも多分扱うんです

よ、そんなものは。精通しておるとか、精通しておらんとかということはあるかしらんのだけれども、どこもみんな精通しておる業者ばかりだと思いますよ、恐らく看板を上げてやっておるようなところであるならば。それを、その機器を納めた業者のまたその関連会社のようなところがそのまま随意契約で保守点検をやっていくということは、私はこれはいま一度検討する必要があるんじゃないかなあというふうに思うんですけれども、いかがでしょうかね。

それからもう一つは、これは例えば1社だけでも5年間で5,000万円にも及ぶような契約が債務負担行為なしで行われていくというのは、ちょっと私は考えられない。ほかの例えば工事だとかそういうものと比較しても、これは本当に考えられないことではないかなあというふうに思うんですね。例えば10万、20万というようなものであるのならば、それはしょうがないかなあという気もせんでもないですけれども、これはすごい金額ですよ。それが全く、我々は住民の代表ですけれども、住民の中に全くこういうことが知らされずに、どんどんそういう契約が行われていくということ自体、私はこれは本当に問題があるんじゃないかなと思うんです。法律がそうであったとしても、こういうものについては、どうして長期契約をやるのか、それなりに理由はあると思うんですけれども、それが莫大なお金が使われておるんだけど、それが闇の中で使われるようなシステムでは、それこそいかんというふうに私は思うんです。だから、これはやっぱり一定の改善を検討すべきじゃないかなあというふうに思うんですけれども、そこら辺はいかがでしょうかね。

議長（酒井久和君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） まず、保守契約に関してですけれども、これは実は各市町村とも非常に悩ましい問題として抱え込んでいる事例です。確かにそれが安いのか高いのかわからない。ただ、議員御指摘のように、ハードの部分だけをどこの業者でも保守できるだろうというわけには実際はいきません。そういった単品で扱っている機器であれば可能ですし、例えば実際、グループウェアといって、庁内LANで情報系で使っておる一人ひとりに渡してある個人のパソコンは保守契約を結んでいません。これはもう1台壊れても何とかなるだろうということで、スポット保守、壊れたら修理に出す。1週間ぐらいかかりますけど、その間はお客のものを与えるという、可能な部分に関してはそのように対応はしておりますが、基幹業務に関する機器の保守ですが、それにもしふぐあいが生じたときに、システム上の異常、いわゆるソフトウェア上の異常なのか、ハード上の異常なのか、はっきり言って、私どもでは切りわけができません。ですから、ハードの保守の業者へ連絡すればいいのか、ソフトウェアの保守の業者へ連絡すればいいのか、実際、私どもにそれだけの能力を持った職員はおりません。そういったことで、これは現実的には一括、随意契約で委託するしか、業務をとめないというためにはいたし方ないかなあ。それに対応するために、実際、その保守料が安いのか高いのか、コン

サルする業務もセールスに来ています。でも、そのコンサル料を聞いたりしますと、とても高額ですので、そのメリットがあるのかなということ、今まだ踏み切っていません。一番最初に導入する時点もそういったコンサルがあります。ですから、各務原市だとか半田市とか大きなところはコンサルを入れております、何千万というコンサル料を払って。でも、大口町の規模でいきますと、たとえコンサルを入れたことによってコストが削減できても、そのコンサル料がペイできないなという判断で、実は随契で私ども内部の選定委員会で実際選定した経緯がございます。保守料についてはそういうことで御勘弁いただきたいかなあと考えております。

また、リース料につきましては、議員御指摘のとおり、原則は地方自治法の214条で地方公共団体が債務を負担する。今の5年の債務ですよ。債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならないと。これのただし書きで、もともと長期契約ということで、例えば電気料だとか、水道料だとか、土地の賃貸借料ですね。そうしたの長期契約ということで、これは自治法で言う契約のところでは234条の3になるんですが、長期契約継続ということで、最初から言いますと、「普通地方公共団体は、214条の規定 今言った債務負担をしなければならないという214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる」と。この場合において、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない」。予算の縛りはあるものの、214条の縛りはここでは外されております。そういった意味で、長期契約ということなんですが、この長期契約につきましては、昔はリース料などは対象外だったわけなんです、大口町の長期契約を締結することができる契約に関する条例というのを平成17年の12月に制定しています。これは地方自治法の施行令が変わったことによって制定した条例ですので、それによって、その条例の中で物品の賃貸借は長期契約とすることができるという決まりになっておりますので、それで現在のところは運用しているわけですので、御理解いただきたいと思っております。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 田中議員。

2番(田中一成君) 先ほどの町長の答弁を聞いて、少し考えておったわけですが、10年ほど前の不況は、多分、橋本内閣が景気が少し持ち直してきたから行財政改革と消費税の引き上げをやって、国民に9兆円の負担増になった。これが引きがねになって大不況を招いたということだと思います。そういう意味では、国民の消費購買力をいかにつけるか、安定した雇用の確保をいかにするのかということは、私は今の政治の喫緊の課題だというふうに思うわけですが、そういう意味で、大口町の地域振興課もありますので伺いますが、町長、マニ

フェストでいろんな企業誘致を言われたわけですが、その企業誘致について、県の企業庁に行かれたら、まず町内の企業訪問などをして、意向調査などしっかりと実態を調査した方がいいですよと、足元を見た方がいいですよというアドバイスをいただいたということを地域振興課長からもいつかお聞きをしたわけですが、大口町の税収を確保していく、大口町内の経済を発展させていく、そういう意味からも、あるいは中小企業を元気にするという意味からも、その後、地域振興課としてどのようなことを検討されてきたのか、一つはお伺いをしたい。

もう一つは、今、地域の仕事起こし、これを行政がいかに主導するのかということも課題になっております。私は住宅の改修、これはさまざまな角度からあるんですね。最近でいいますと、太陽光発電をつけたら補助金をやりますよと。介護保険での住宅改修、障害者対策としての住宅改修、それから最近は防犯上、ペアガラスにするとか、あるいは照明、何か人間が近づいたら光がつくような、そういうことで防犯上の対策に対する補助金だとか、いっぱいいろんな各分野からあるんです。一度、耐震補強工事も含めて、住宅に対する補助制度がどういう角度からどういうシステムであるのかというやつを、いつかも言いましたけれども、住民の皆さんにわかりやすく一覧表にして、こういうものの活用をぜひ進めてくださいということを進めていただくと、これはさまざまな角度からの住宅リフォームということで、さらにそこに上乘せをして、5万円でも10万円でも限度額を設けて、町内の業者の皆さんに発注をしていただいた場合は住宅リフォームとして町が助成金を支給しますよということをやりますと、これが地域の経済の活性化に非常に役に立つということで、東北の秋田とか、そういうところでは一生懸命今やられています。最近、蒲郡市でこの制度ができて、いよいよ愛知県内にもこういう動きがこれから活発になってくるんじゃないかというふうに思われます。その辺のところもぜひ前向きに検討していただくと、地域経済を元気にすることにつながるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

入札制度のあり方と、公契約条例にちょっと触れますが、隣の扶桑町で給食センターを入札されたら、思いもかけない低額になったということで、やんやと質問しておった議員も当局も少しあっけにとられたということですが、予定価格は定めるけれども、最低制限価格を設けないと、こういうことだと、今非常に不況の時代で仕事が欲しい時代ですので、望外な、予想もつかないような低い価格での落札があると。これから大口町、また南小学校をやっていきますので、そこらについては最低制限価格を思い切って引き下げておくか、あるいは設けないというようなことも、近隣の状況等を見てよく検討していくべきじゃないかなあというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それと同時に危険なのは、下請業者の値切りがひどい状況で、泣いている業者からの訴えも

あります。親請が100で請けたやつを下請に6割ぐらいで流してくれていたのが、今は半値以下に切り下げされたりして、もう泣くに泣けないという声も実はあるんですね。そういうことを防ぐための公契約条例みたいなことで、そういうものを防止するというようなことも一方ではやらないと、中小の下請業者が成り立たないというような状況もあるんですけども、そこら辺のことについて検討する時期に来ているのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（酒井久和君） 地域振興課長。

地域振興課長（平岡寿弘君） 田中議員から、企業誘致の関係について御質問をいただきました。議員御指摘のとおり、企業誘致といいますのは、単に町外から企業を呼んでくるということではなくて、今、既存の地元の企業も育てていくというこの観点が大事なかと考えております。今、具体的にこういうプランでという動きをしているわけではございません。ただ、私ども業務上、各企業さんと接する機会が多ございますので、そういう中で本当の生の声をお聞きするというような形の中で、機会をとらえてそういうお話を聞くというようなことに努めておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（酒井久和君） 行政課長。

行政課長（江口利光君） 最低制限価格の件で御質問をいただきました。最低制限価格につきましては、土木工事一式の場合につきましては設定をいたしておりませんが、建築工事の場合につきましては、品質が確保されるように、最低制限価格を設けております。この率につきましては町の判断で決めることができるようになっておりますので、大口町の契約規則によりまして、その範囲が決められております。この範囲で最低制限価格を設けて行っておりますので、今後も同様な形で進めていきたいというふうに考えております。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 田中議員。

2番（田中一成君） バス事業についてお伺いしますが、最近、町内の町会長さんとか、あるいは老人会長さんなどに御案内申し上げて、岩倉の共産党があおい交通の社長さんに講師になってもらって、地域交通のあり方についての勉強会をやりました。非常にあおい交通の社長の積極的な意欲に町会長さんや老人会長さんは励まされて、明るい希望が見えてきたと、何とかやってほしいと、こういう声だそうでありますけれども、あおい交通さんいわく、この近隣の自治体に広範囲にわたってそういうことで御努力をいただいているということで、これは大口町だけの問題じゃなくて、この地域一帯が、名鉄などの大手じゃなくて、あおい交通さんなど中小の運送会社の皆さんの御協力を得ながら、多角的にこの地域の自治体が協力・協働しながら、もっと便利なバス交通路線ができないのかというようなこともよく言われます。一般

質問で多分用意してあると思いますが、江南厚生病院にというのは、大口町だけじゃなくて江南からも扶桑からもあるわけですね。私のところに先日、扶桑町の御婦人が5人ほど来訪されました。大口町の巡回バスのことを聞きたいと。地元の議員にやらせないかんとって帰りましたけれども、今や高齢化社会にもなりまして、地域の交通をどういうふうに確保していくのかというのは、これはこの地方だけじゃなくて全国の地方自治体の課題ですね。こういう面での広域での何か協議機関といいますか、研究会でもぜひ立ち上げていけば、もっともっと経費が安く便利な路線をこの広域で住民のために確保してあげることができるんじゃないかなということを感じるわけですが、そういうことについてのお考えなり、最近、地域間の意見交換の場などはあるんでしょうか。

議長（酒井久和君） 地域振興課長。

地域振興課長（平岡寿弘君） 田中議員からコミュニティーバスについて御質問いただきました。一部一般質問の部分と重複の部分がありますので、その部分については一般質問で御回答させていただくという形をお願いをしたいと思います。ただ、御指摘ありましたように、やはり広域的に考えていく。町の単独事業ですべてを担えるわけではありませんので、やはり公共交通という中で事業者の路線バス、鉄道、そういうのをすべて含めて、いかに公共サービスの質を高めるか、これが我々に課せられた課題ではないかと思っています。それとまた、行政がすべてを担っていくということではなくて、私どもが事業目標でも掲げておりますけれども、やはり住民主体の中で、住民が必要とするものを自分たちの運営の中で築いていく、そういう動きが大事ななと思っております。

きのう、余談ですけれども、あるテレビで、そういう公共交通の再生を請け負っておる人のテレビがありました。その中で何が大事かという、やはり熱意だというようなことが言われていました。それから、いろんなシステム云々はあります。ただその中でやはり大事なのは、みんなが熱い思いで、これは必要なんだ、守っていくんだ、そういうものが必要かと思っております。私ども、そういう中で、連携という言葉もありましたけれども、そういうものを発信していけるような仕事の取り組みをしてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

議長（酒井久和君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（酒井久和君） ないようでございますので、議会費、総務費の質疑を終了いたします。

なお、会議の途中ですが、13時30分まで休憩といたします。

（午前11時52分）

議長（酒井久和君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1時30分）

議長（酒井久和君） 質疑再開の前に戸籍保険課長より発言を求められておりますので、許可をいたします。

戸籍保険課長。

戸籍保険課長（掛布賢治君） 午前中の質疑におきまして答弁できなかった部分、2点ほどありましたので、これを答弁させていただきます。

まず1点目、議案第50号 平成22年度大口町国民健康保険特別会計補正予算の中で、吉田議員さんからいただきました4月以降の国保の加入状況についての御質問でありますけれども、3月31日現在の国保の加入者数が5,371人でありましたけれども、8月末現在で5,411人、差し引きしまして40の方がふえているという形になっておりますけれども、この中で、社会保険離脱で加入された方が4月に140名ありました。この中には恐らく定年でやめられた方が相当数含まれているだろうと思っておりますけれども、その後、5月が53名、6月が66名、7月が44名、8月が50名ということで、合計353名の方が社会保険離脱で加入をされています。一方、社会保険加入で喪失をされた方につきましては、4月が71名、5月が61名、6月が28名、7月が47名、8月が46名、合計で253名ということで、100名ほど国保に加入された方が上回っているという状況であります。

それからもう1点、議案第52号の平成22年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算の中で御質問いただきました、国保とか後期高齢も合わせまして、保険証の有効期限が2年から1年になった理由についてでございますけれども、これにつきましては、窓口での負担割合は3割とか1割とか決まっているわけですが、所得によって判断をさせていただくということになっておりますが、それが8月に毎年の更新のときにされるという関係もございまして、8月に毎年有効期限を1年として更新をさせていただくということになりました。以上です。

議長（酒井久和君） 続いて、144ページから189ページ、款3.民生費、款4.衛生費です。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 田中議員。

2番（田中一成君） 100歳以上のさまざまな報道がありまして、全協等でも御報告を受けているところでありまして、いずれにしても、行政と地域がきちんと高齢者の見守りシステムを構築していかないと大変な時代になったということで、大口町でも孤独死事件が何件ありました。残念ながら、私の住んでいる地域でも、60代早々の男性が孤独死をされたという

事件もあったところであります。こういう男性については、近所も大変心配をして、私も担当課の方に、なかなか隣接の住民では手に負えそうもないからということでお願いをして、2度ほど訪問してもらったりしたんですけれども、全然出て来られないということで、発見されたのが、御親戚が電話をしても応答がないのでということで来訪されたら、もう死亡して1週間たったという事件が去年かおとしがありました。このように民生委員任せでも行政任せでも住民任せでも結局手に負えず、孤独死などがあるというようなことは、避けられないことなのかもしれませんけれども、いずれにしても、なお一層、今の見守りシステムをいろんな角度から強化しないといけないということが、最近の100歳以上の事件等でも如実にあらわれたのではないかというふうに思います。

そういう意味で、さまざまな御努力をされておられるところではありますけれども、何をおいても一番必要なのは、地域での見守りシステムをバックアップして、もっともっと住民が100%自分の町内や組や、そういうところに住んでいる住民同志がお互いに認知し合うというようなシステムの構築を図らないと、こういうことは避けられないのではないかというふうに思うんですが、そこら辺についてどんな御努力をされ、また今後どのように対応されるおつもりなのか、お伺いしておきたいと思います。

それからもう一つ、これは健康生きがい課の問題になるのかもわかりませんが、同僚の柘植議員がよく言っておられます。これは一宮のピラですけれども、三つのことですね。ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチン、それから子宮頸がんのワクチン、これらは非常に有効だということで、例えば子宮頸がんでも、これはウイルス性でがんになってしまうということで、予防注射をしておけば、ワクチンを接種しておけばこれはかからないということで、自治体によっては、すべての中学生程度の女子学生に自治体が全部持ってやるというようなところも生まれているようですけれども、これらについても積極的に検討していただく時代に来ているのではないかというふうに思いますけれども、この点もお伺いしたいと同時に、がん検診全体の検診率が思うように向上していないというふうに見受けられますけれども、御努力によって、子宮がん検診、あるいは乳がん検診の検診率は向上したということでありますけれども、なお、それでもまだ2割程度に行くか行かないかという程度で、これはがんになってしまえば治療費も大変かかる、医療費もかかる、結局、行政の支出もふえるわけでありまして、そういう意味で、もっともっと予防効果を上げるために大胆な検診率の向上のための施策が必要かなあというふうに感じるところでありますけれども、そのことについての今後の考え方も伺っておきます。

もう一つ、みずからたばこを吸っていておがましい話ではありますが、10月から値上げされるのを契機にやめようかなあと、こういうふうにも迷っているところでありますけれども、受

動喫煙の問題も含めて、喫煙の健康に及ぼす害、これははかり知れないというふうに言われております。いずれ役場3階の議員控室の喫煙室もなくするんだという声も聞こえてこないわけではありませんが、このことについての啓発、あるいはお医者さんに行くとはとかなるみたいだというようなことも聞くわけですけれども、しかし、なかなか行く足が一步前に進まないという皆さんもおられるかというふうに思いますが、この喫煙を大胆に減らしていくための啓発といえますか、そういうものも思い切ってもっと前に進めていかなければならないのではないかなあというふうに思っておりますけれども、その辺についての今後の施策等について、お考えがあればお聞かせいただきたいというふうに思います。以上です。

議長（酒井久和君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（宇野直樹君） 田中議員から四つ御質問をいただきました。

まず、高齢者の皆さんの見守りということで、よいシステムが構築はできないかという御質問だったかと思えます。現在、健康生きがい課におきましては、要支援の皆さんを中心に高齢者福祉協力員の方が高齢者の御自宅に訪問していただいて、一応お声かけをしていただいております。実際に相談に乗っていただいたり、それから苦情とか虐待、いろんなことをお話ししていただきながら、高齢者の皆さん、特に介護をされてみえる家族の方とか、そういう御相談をしていただいております。さらには、緊急通報装置の充実もこれから図ってまいりたいというふうに考えております。いずれにしても、議員御指摘の地域での見守りということが大変今重要なことですので、健康生きがい課としましても、さらなる充実に向けていろいろ検証してまいりたいというふうに考えております。

2点目のヒブワクチン、肺炎球菌、子宮頸がんの助成をしたらどうかというような御質問でございますけど、最近新聞でも、特に子宮頸がんのワクチンの助成についてはちょっと動きがあるというふうにとらえておりますが、今後、国や県の動向を見させていただきながら進めてまいりたいというふうに考えておりますが、江南市、犬山市、岩倉市でも既に動きがあるようでございます。毎月1回、3市2町の担当課長会議があるわけですけど、そこで毎回、こういう話をさせていただいておりますので、その辺の動きもいろいろ見させていただきながら検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、がん検診の検診率の向上、大胆な何か施策をとということを今いただきましたけど、実質、女性特有のがん検診で受診率は上がりました。特に子宮がんと乳がんですね。全体的には上がってまいります。事実、平成17年に住民の皆さんから一部負担をさせていただき、一時は受診率が下がったところがございますが、近年、少しずつ受診率が上がっておりますので、今後さらに受診率向上に向けた取り組みをしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、最後のたばこにつきましては、今、役場とか、それから私どもの健康文化センターでは外でたばこを吸うということで一応進めておりますけど、たばこの関係も、私どもの方で、いろいろ取り組みがあるようでございますので、そこをもう一度いろいろ勉強させていただきながら、できれば、私もちょっとたばこを吸ってしまうんですけど、禁煙できるような方向でいろいろ勉強させていただきますので、よろしく申し上げます。

議長（酒井久和君） その他ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 禁煙をした吉田正です。小遣いがなくなって、とうとう禁煙が成功したわけですけれども、いろんな禁煙の方法があるんじゃないかなあと、今のやりとりを聞いていてそう思いました。

私、伺いたいのは、決算書の152ページの福祉医療費なんですけれども、これも私どもの町政アンケートで返ってきている声の中に幾つかあったわけですけれども、母子家庭の医療費の助成についてなんです。母子家庭の医療費の助成については、実は所得制限が設けられているんですね。いろいろな子どもの医療費の助成については所得制限は設けられておりませんが、しかし母子家庭の医療費の助成は、お母さんの収入に実は所得制限が加えられております。このお母さんは子供さんをお一人育ててみえる方でありましたけれども、母子家庭の方に電話番号が書いてあったりするものですから電話するんですけれども、決まって母子家庭の皆さん方がおっしゃる最初の言葉は何かというと、自分で選んだ生き方だからということをよく言われるんですね。離婚されたことを指して言われることなんですけれども、そういう言葉からいつも始まるというのが、本当に私、何人かの方とお話しさせていただいて、非常に心が締めつけられる思いで伺っております。一つ例で挙げたのは、子供さん1人でお母さんと2人暮らしの方ですが、この場合だと、年収230万円で助成が打ち切りになってしまいます。子供さんについては、子供の医療費の無料制度があるものですから、そちらで対応されるということなんですけれども、お母さんの方についてはそういう形になってしまいます。何人かのお母さんからは、そういう所得制限が本当はないにこしたことはないんだけど、いきなり医療費が3割負担でお医者さんの窓口で負担されるわけですので、これをせめて2割だとか1割だとか、そういう形に段階を置いて、そういう差をつけることはできないんだろうかと、そういう声がありました。あるお母さんも、ひとり親ゆえに、自分が倒れてしまっただけで何ともならないわけですので、本当にお金がないときに限って医者に行かなければならないようなことも多々あるというお話もそのときに伺ったわけですけれども、一生懸命働いて、働けば働くほど収入がふえる、それはいいことなんですけれども、一方でそういった助成も打ち切られてしまう。

これはどっちが得なのかなあというふうに考えてしまうような働き方も私はおかしなものではないかなというふうに思いますけれども、ここら辺の所得制限について、これは何とか取っ払うことはできないんでありましょか。その1点だけ聞いておきます。

議長（酒井久和君） 戸籍保険課長。

戸籍保険課長（掛布賢治君） 母子家庭医療の助成の所得制限についての御質問をいただきました。母子家庭に限らず、福祉医療全般で申し上げることになりますけれども、いろんな制度の拡大につきましては、財政の状況とか、今非常に厳しい状況にありますし、限られた財源をどこに充当したらいいかということも考えながら、慎重にその制度の拡大等を検討していかなければならないというふうに考えております。今言われた所得制限につきましては、子供お一人の場合だと年収230万ということでお言葉がありましたけど、これは所得だと思いますので、少しこの辺は間違えている部分であると思いますので、よろしく願います。それで、福祉医療は、支援が必要な方に対して、所得の状況があまり思わしくないから支援が必要だということで助成をさせていただくという部分でありますので、所得の多い方については、そういった形で所得制限を設けさせていただいて、対象から外させていただいております。ただ、皆さん御意見等多いということもありますので、今後の制度の見直しですね、そういった中でそういう御意見も参考にさせていただきながら、今後の制度の見直しのところで、もしできれば考えてまいりたいと思います。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

（挙手する者なし）

議長（酒井久和君） ないようですので、民生費、衛生費の質疑を終了いたします。

続いて、188ページから223ページ、款5.労働費から款9.消防費までです。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 本当は障害者のところで聞いておいてもよかったか、労働費で聞いておいた方がいいのか、ちょっと迷ったわけですが、障害者雇用ですね。これについてはどうなんでしょうかね。例えば有名なのは、ユニクロという大手の服なんかを販売している会社があるわけですが、そこなんかだと、障害者雇用の割合というのは20%近い雇用になっているんだというようなことも私はいろいろ聞いているわけですし、また犬山の職業安定所などでも、障害者雇用という枠で採用等も現実には行われているようでありまして、障害のある皆さん方の雇用状況というのは、今またさらに厳しいものになっているんじゃないかなあというふうに思うんです。うちのかみさんも今失業中で職業安定所へ行っているんですけれ

ども、大体愛知県の今の求人倍率、あれは0.5ぐらいだそうですね。この犬山管内だと大体0.3から0.4だということで、愛知県よりもまたさらに低い、そういう状況だそうです。さっき国保のところでも私、聞いたんですけれども、国保の加入者がふえているんじゃないかということでお尋ねしたわけですけれども、犬山の職業安定所では、4月はすごい人が来たそうです。3,000人だそうです。3,000人の人がハローワークに来られて、本当にてんやわんやしたそうです。ですから、それは定年ということもあったのかもしれませんが、しかし、その後、働く意欲もあって、そういう状態、そういう人もおられたでしょうけれども、しかし、それ以外にも、解雇、いろいろな状況がある中で、大変な思いをしてみえるという状況も、私もそういう声を聞いて初めてわかったわけですけれども、その中でも障害者雇用というのは、本当に私は町としても積極的に行うべきじゃないかというふうに思うんですけれども、そのユニクロという会社でも20%近い雇用率を誇っているわけで、例えば公務員の仕事でそんな物すごい力仕事になるような仕事というのは、僕、そんなにあるとはちょっと考えにくいわけですけれども、こういう公務的な役場のような仕事というのも、障害のある方からすれば一定適している職場ではないかなあというふうに私は思うわけです。そういう意味では、障害者の雇用率を高めるためにも、やっぱり町が率先して障害者雇用枠というような枠も設けながら、国が指し示している2.1だったですか、それをクリアしているからいいということではなくて、10%、20%というふうに、障害者の人を雇用する雇用率を積極的に高める必要があるんじゃないかなあというふうに思うんですけれども、そういう考えはないんですか。

議長（酒井久和君） 政策推進課長。

政策推進課長（社本 寛君） 今、吉田正議員から障害者の雇用ということで御質問いただきました。現在、先ほどお話ありましたように、法定は2.1%、ことしの6月現在なんですけれども、一応職員の中に4名の障害者の方が見えまして、率としては3.23、これはちょっと計算がありますので、率だけでお話ししますけど、3.23になっています。ただし、7月からその計算方法が変わりまして、少し厳しくなりますので、その計算に当てはめると2.86になります。この改正に当たりまして、中でこれは内部的にお話を始めたのは、やはり事務見直しの中で、今後うちの職場の中でこういった部署で、窓口なのか、それとも何らかの作業なのかわかりませんが、そういった事務見直しの中で作業を見つけて、そういった枠も設けなければいけない時代かなあという話にも入ったところですので、当面は2.1という基準は必ずクリアをしていくような形で維持をしながら、事務見直しの中でそういったことに取り組みればというふうには考えておりますので、よろしくをお願いします。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） ことしの7月の何日やらに採用試験が、1次試験かなんかあって、またその後も2次試験もあったのか、また2次募集もやるとかやらんとかというお話も、私どものアンケートの中でもそんな声も出てきてあれなんですけれども、そういう枠を設けながら、やっぱりそういう方々を積極的に正規社員として雇用していくということが、つまりどういうことになるのかというと、職場の中そのものが、健常者も含めてなんですけれども、より働きやすい職場になっていくということだというふうに思うんですね。障害を持たれているそういう方が働けるような職場をつくるということは、ひいては健常者の人にとっても働きやすい職場になる。それから、窓口にお見えになる、いらっしゃる、そういった住民の皆さん方にも優しいそういう職場になっていく。私はそういうふうになっていくんじゃないかなあというふうに思うんですね。

ですから、そういう意味では、私は障害のある人を雇用するというのは大切なことだというふうに私は思っておりますので、ぜひこれは、今、正規の職員が百七十何人ぐらいだったですか。180人近いぐらいの人数ですよ。これは40年ぐらいで大体一回り更新していくわけですから、それを単純に計算すれば、毎年4人ぐらいずつは採用していかないかとすると、そのうちの例えば4人に1人ぐらいはそういった枠で採用するとか、そういうことも私は本当は必要なんじゃないかなあというふうに思うんですけれども。ぜひそういった努力を早急に私は進めていただきたいなあというふうに思うんですね。そうした中で、今のどんよりとしたちょっと職場の雰囲気も私は変わってくるんじゃないかなあというふうに思いますし、そういった方々が一緒になって仕事をやるということはね。そういう職場の雰囲気も私は変えていくと思うんですよ。だから、ぜひそういったことも進めていただきたいというふうに思いますけれども、いつごろからそれはやっていかれる予定なんですか。早急にそれはやってもらわないかなんですよ。

議長（酒井久和君） 政策推進課長。

政策推進課長（社本 寛君） 今いつごろからという御意見をいただきましたけれど、お示しをできると、それは確かにいいのかなと思いますが、先ほどお話ししましたように、職員180名ほどおりますけれど、その中には実際に障害をお持ちの方でしていただけるお仕事が必ずしもあるということではありませんので、お話をしました事務の見直し、それからやはり今、吉田議員お話がありました場所ですね。作業スペースの整理だとか、それから通路だとか、そういったことの改修とか確保ですね。こういったことも大切になってきます。当面は、その4名の方の人員配置のときにもそういったことを今考えながらやっておるんですけれども、早急に場所の整理等が要ることが想定されていますので、そういった対処をしながら検討してまいりたいと思いますので、明確な時期についてはこの場では御容赦願えればと思いますので、よろし

くお願いします。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（酒井久和君） ないようでございますので、労働費、農業費、商工費、土木費、消防費の質疑を終了いたします。

続いて、222ページから270ページ、款10.教育費から款14.予備費まで及び実質収支に関する調書であります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 田中議員。

2番（田中一成君） 教育費についてお伺いします。

一つは、私も給食委員を長くやらせていただいておりますけれども、保育園ですと給食アレルギーの子供に対する対応がきちんとできるわけですけれども、給食センター方式ですので、アレルギーのお子さんが給食を食べることができない、弁当を持ってこなくちゃいけないという状況があるかと思うんですけれども、これらについてはいろんな対応が年々医療関係者の中でも進展をしてきているようでありますけれども、なるべくみんなと同じ給食が食べられるように、例えば練り物なんかでも、卵のなるべく入らないものとか、栄養士さんは工夫はしてくれています。しかし、完全にみんなと同じ給食を食べられない子もおろうかというふうに思います。これらについて、センター方式の限界があるかと思っておりますけれども、私は、いろいろ研究をしていく必要があるのかなあというふうに思いますが、食べられない子供というのはどんなふうな状況か、わかれば教えてほしいと思います。

それから、ことしの夏は非常に暑いわけですけれども、学校のクーラーの使用状況というのはどんなふうなんでしょうか。

また、冬になりますと、各教室に加湿器を全部置いて、インフルエンザにかからないようにという対応が今までもやられてきていたようですけれども、今現在も、新しい学校も含めて加湿器は普通教室に全部完備しているのかどうか。

それからもう1点は、愛知県の養護学校のマンモス化はひどい状況で、一宮東養護とか養護、それから今度、平和高校を養護学校に変えるということで、若干の緩和ができる見通しになってまいりましたけれども、しかし、この尾北地方にはないもんですから、相も変わらず小牧とか一宮に行かなくちゃいけない。この前、佐織の養護学校の開校式の状況を聞きましたけれども、いわゆる集会所というか、体育館に一堂に会しますと、もう開校式どころの話じゃないと、多人数過ぎて。1クラスが大体9人で、正担任と副担任で9人ぐらいの生徒を1クラス

にしてやっておるんだそうですけれども、特別教室等を全部普通教室に変えてしまってやっているもんだから、隣の教室でパニックが起きると、こちらの方まで波及してくるということで、まともな学校運営がなかなかできにくいんだというようなことで、ぜひとも尾北地方にもしかるべき養護学校をきちんと誘致するような世論喚起をしていただかないとたまらないんだと、学校の先生方からもそういうお話でありますけれども、御父兄や登校している高等部などの皆さんは、なお一層、本人ですから大変だろうというふうに思うんですけれども、そういうことについての県への要望といたしますが、そういうものは年々きちんと強めていかないといけないというふうに思います。そういう声があるから、平和高校が養護学校にようよくなるというようなこともあったんだろうと思いますけれども、その辺について、積極的な提言を県の方にしていくべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（酒井久和君） 生涯教育部参事兼給食センター長。

生涯教育部参事（鈴木一夫君） アレルギー食の関係で御質問をいただきました。現状は、程度の差こそありますけれども、非常に重い子から本当に軽い子まで、さまざまな子が何人か見えます。今のところ、私が聞いておりますのは、程度の重い方でほとんど何も食べられないという子がお一人お見えになります。この方につきましては、ちょっと対応のしようがないもんですから、お弁当を毎日ほとんど持ってきていただくというような状況であります。残り十数名の方が見えるわけですが、このお子さん方につきましては、それぞれ事前に献立表の成分表ですね。卵とか牛乳とか、いろいろありますので、そういった成分表を事前にお母さんにお渡ししまして、食べられるもの、食べられないものをそれぞれ判断していただきまして、一部お弁当ですとか、そういったものを持ってきていただくというような対応をさせていただいております。

それから、今のセンターの施設でいきますと、アレルギー対応食ができれば一番いいわけですが、厳密にこの対応食をつくらうと思えば、かなりしっかりした施設をつくらないと対応できないということで、今のところはこういったお弁当を持ってきていただくとか、成分表を事前にお渡ししてそれぞれ判断していただくというようなところで対応させていただいております。以上です。

議長（酒井久和君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

学校のクーラーの使用状況ですけど、湿度が高ければ、学校として使っていただいておりますし、冬の加湿器の設置も、北小学校を含めて、すべて設置しております。なお、養護の先生との打ち合わせ会において、それぞれ熱中症対策、それからうがい等の対策については、季節に応じてお話をさせていただいております。

それから、養護学校のマンモス化についてでありますけど、そのお話は保護者の方からも、それから先日行いました教員との打ち合わせ会の折にも情報としては持っております。私たちが県への要望として一本化して要望しなきゃいかんということはわかっておりますので、丹葉管内の課長会議並びに教育長会議等を通じて、県への要望の機会として持っていけたらなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 田中議員。

2番(田中一成君) どこの自治体とは言いませんけれども、この近隣の自治体の高校の中には、公立高校ですけれども、なくなるかもわからないといううわさの高校などもあります。なくなってほしいという声もあるわけでありましてけれども、もしそういうことで廃校になるというようなことがあるとすれば、それを養護学校に転用するというようなことを抜かりなくちゃんと目を光らせて、チャンスがあれば、きちんとそういうチャンスをとらえていただくように、養護学校の件についてはお願いをしておきます。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 私も、きのう子供に聞いたら、小学校も中学校も冷房は入っておるといって子供が教えてくれたもんですから、ちょっと安心をしたところなんですけれども、毎年子供に言われておることなんですけど、西小のプールなんですけれども、もう本当に濁って、今、2学期に入りましたので、もうプールは終わりなんですけど、終わったいつも9月議会になると、この話をせんらんわけなんですけれども、一体どうなっておるのかなあと思って、僕もちょっと支出調書を見たら、プール原水等水質検査というのを委託しておられるんですね。契約金額も40万365円ということで、これは平成21年度ですので、平成21年の4月9日から21年9月30日までの契約期間で、プール水の検査3検体、南、北、西。総トリハロメタン5項目と書いてありますが、これも3検体、南、北、西。原水水質検査42項目、2検体、南、北、これは西は入っていないんですけれども、消毒副生成物11項目、2検体、南、北、これも西が入っていないんですけれども、西小学校は水道水を使っておるということで、こういう差があるのかなあというふうに思うんですけれども、それにしても、毎年、ノリですね。要するに海に漂っておる。ああいうものが、暑くなってくると、水の中が濁って漂いかけるわけです。そういう状態が毎年毎年現実に起きているわけなんですけれども、そうした濁ったプールでもって、どうしてこういう水質検査が私、通っていくのかということがよく理解できないもんですから、ちょっとそこら辺のところ、御説明いただけないでしょうか。

議長(酒井久和君) 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 吉田議員の質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のように、原水の水質検査並びに消毒副生成物の検査につきましては南小と北小のみで行っております。この理由につきましては、両校とも井水、地下水を使用しているということから両検査を受けたものでございます。

それから、プール水の水質検査ですけど、プールが始まる時期ですね。6月初めになるかと思えますけど、そのときに受けております。それにつきまして、水をとって業者が検査する場合と、それから保健所が行います行政検査、保健所が現場に来て立ち会ってプール水を検査する検査とございますが、いずれにつきましても、プールが始まったころの検査ですので、議員御指摘のように、プールの水が緑色になっている状況ではないと想像はつきます。そのプール水が緑色になるというのは、結局、プール内に藻がわくから緑になるということであって、この藻を抑えるためには、塩素を高くすれば当然藻はおさまってきます。だけど、塩素を高くして、子供さんの皮膚を悪くするのもしかねものかと個人的には思います。ですから、その話は多分、前々回ぐらいの議会でいただいておりますけど、また再度、先ほども言いました養護教諭との打ち合わせ会の折にこんな話があったということを伝えさせていただいて、来年の対応になりますけど、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 塩素を強くするというのも一つの手ですけども、水を入れかえるというのも私は一つの手じゃないかなあというふうに思うんですね。ですから、しょっちゅう水を入れかえる必要があるということだと思えます。当然、ろ過機も動いているわけですので、ろ過も当然していくわけですけども、そこへやっぱり新しい水道水をたくさん注水しないと、この藻は結局のところ防げない。同じ水をぐるぐる回しているだけではこれは防げない。そういうことじゃないかなあというふうに思うんですね。ですから、よく温泉でかけ流しというのがあって、あっ、すごいなあといって、じゃあ、そこへ行こうかとみんな言うわけですけども、そういう状態にでも本当にしないことには難しいんじゃないかなというふうに思うんですが、もしそういうふうにかけ流しのような状態にした場合、水道料金というのは、今の料金が大体どのくらいはね上がるんでしょうか。

議長（酒井久和君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 直接、西小学校の事例ではありませんけど、ことし開校いたしました大口北小学校の事例を御紹介しますと、大口北小学校は以前は井水でプールを使用しておりました。北部中学校へ移転したときに、同じように北部中学校も井水だということで勘違いされて、水道水を1ヵ月ぐらい流しっ放しにしてみえたんですね。そうすると、従来の水道

水の5倍程度の料金の請求をいただいております。これは学校の判断ミス、もしくは私どもの連絡ミスかもしれませんが、結果としてそのような数字が出てきます。それが西小学校にはどういうふうには当てはまるかわかりませんが、御質問のあった数字についてはそのような結果として御報告させていただきます。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) やっぱり緑に濁ったプールで泳ぐというのは私はどうかなあというふうには思うんですね。ですから、それで塩素を強くせよということも言えない。だとするならば、あとは水道水を注入するしか、それは方法がないんじゃないですか。私はそう思うんですけども、お金がかかるのかもしれませんが、しかし、そういう必要が私はあるんじゃないかなあというふうには思うんですが、いかがでしょうか。

議長(酒井久和君) 学校教育課長。

学校教育課長(近藤孝文君) いずれにしても、今、予算をいただいておりますのは枠配分です。その中で学校教育課並びに各小中学校がそれを共有して、来年度予算に光熱水費を配分したいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長(酒井久和君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長(酒井久和君) ないようですので、以上をもちまして一般会計歳出の質疑を終了いたします。

これより特別会計の質疑に入ります。

特別会計は歳入歳出一括して質疑を行います。

272ページから276ページ、大口町土地取得特別会計について、ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 齊木議員。

10番(齊木一三君) 1点だけお尋ねをしたいと思います。これは土地開発基金の積み立てということで、数十年前、各市町村が出資をされましてできた関係の会社だと思っておりますが、この成果表に書いてありますとおり、平成20年度までの経過ということで、新たな土地取得がなかったということでありまして、近年におきまして、大口町はその会社の資金運用をされて土地を取得されたというようなことも聞かないわけでございまして、今現在としましては、ほかの市町村、名古屋近郊のベッドタウンとなるような開発をされている市町村が主に使われておるような形でございまして、大口町として、もうこの土地開発公社、これにくみ入れて一緒になってやっていくメリットがあるかどうかということなんですが、最初のうちは大口町も、

この土地開発公社を利用して土地取得がされたと思いますが、もう近年においては皆無であるというようなことがありまして、最初だけ使って、後からもう今は大口町は一切使ってないから要らないよというような手前勝手なような話ですが、大口町としてこれからまたそういう土地取得があって、このようなものを利用すれば、またお互い一緒にくみしてやっていかなきゃいかんと思うんですが、町のスタンスとして今後どのようにされていくか、ちょっとお尋ねをしておきます。

議長（酒井久和君） 政策推進課長。

政策推進課長（社本 寛君） 齊木議員から土地開発公社の件について御質問をいただきました。本町では平成11年度以降、土地開発公社による土地の取得は行っておりません。全体的に制度の見直し等もありまして、以前は先行取得をしますと、補助金とか、それから起債の対象にならなかったんですが、ちょっと時期は覚えがないんですけど、改正されまして、今は先行取得をしてもそういった対象になるということで、土地開発公社の利用が減ってきております。減ってきたことによって、土地開発公社の運営費が確保できなくなってきて、平成19年に協議がされまして、平成20年から24年度の5年間については、各団体が毎年40万ずつ負担をして公社を維持していくという協議がなされておりまして、ことしが3年目になっております。本町としましては、その19年のときから、この土地開発公社の見直しをしていただきたいというようなことを申し入れしてきておりますけれど、公社で購入した土地がありますので、なかなかそういう協議もなされなかったんですが、本年、22年度の6月でしたけれど、町長名で再度、大口町のスタンスとして、この土地開発公社のあり方を御検討いただきたいと。19年のときにお約束をした平成24年度までの負担については、当然これはお約束ですので続けますと。今後、土地開発公社をこのまま続けるのであれば、平成24年度をもって脱退をさせていただきたいと。もしくは、関係団体の中でこの土地開発公社の組み直し、見直しをされるのであれば、その見直しをお願いしたいということで、これはお願いをしている段階なんですけど、大口町としては24年度末をもってという意思表示をして、事務担当の課長の会議が始まっております。以上です。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 齊木議員。

10番（齊木一三君） 平成11年から開発公社のそういった先行投資の土地の取得ですか、それは大口町ではないということでありまして、こういうことになりますと、今の南小学校でも、本来だと借りられたわけですよ。用地の拡張とかいろんなものが。という意味合いですね。大口町として使う用途がないという意味合いでございますので、今、答弁があったように、運営費もだんだん厳しくなっていると。大口町として、24年をもって一応脱退とか、

そういう意思を表示されているということでもありますので、これは私もそういう意思表示をされておるならば、それでいいかなと思います。よその市町、多々開発等やってみえるところがあるわけですが、大口町としてこれから先ないということであれば、そのようなスタンスで私も持っていただければと、このように思っております。以上でございます。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（酒井久和君） ないようですので、大口町土地取得特別会計の質疑を終了いたします。

続いて、278ページから282ページ、大口町国際交流事業特別会計について、ありませんか。

（発言する者なし）

議長（酒井久和君） ないようですので、大口町国際交流事業特別会計の質疑を終了いたします。

続いて、284ページから306ページ、大口町国民健康保険特別会計について、ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 田中議員。

2番（田中一成君） 町県民税の滞納者の一部分を県に徴収委託するというのでやっているそうですけれども、以前は町県民税を滞納している方は国保税の滞納者も多い。同時並行であるということで、特別会計の国保会計をまず一番最初に面倒を見ていく必要があるということで、国保税の徴収の方に比重を置いてやっているというふうに聞いてきた覚えがあるわけですが、県の方に徴収委託をすると、町県民税だけ取って国保税は取れないというようなことにはなってないんでしょうか。

議長（酒井久和君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 徴収委託に関しては、やはり町県民税が優先と。その中で他の税も取らないことはないわけですが、基本的には町県民税と。県税の方が優先されるということで、国保税に関してはやはり町の方で対応していくという形になります。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 田中議員。

2番（田中一成君） 子供の医療については、国保税の滞納いかんにかかわらず、きちんと保障しなきゃいけないということで、子供に対する保険証は100%給付すべきということになっているかと思いますが、現状はどうなんでしょうか。

議長（酒井久和君） 戸籍保険課長。

戸籍保険課長（掛布賢治君） 高校生以下の子供に対する保険証、短期保険証の件でよろしいですかね。これにつきましては、国の方から通知、法律の改正もされておまして、資格者証

を交付している世帯にあっても、高校生以下の子供に対しては6ヵ月の短期保険証を交付するということになっています。現在この対象者につきましては、5世帯8人で6ヵ月の短期保険者証を交付させていただいております。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 田中議員。

2番(田中一成君) 国保税の滞納者に対して、子供さんがいる御家庭に対しても窓口に来てほしいというようなことをしつこくやり過ぎると、親が窓口に来なくて、子供に対する医療費の給付も中断をされて、しまいに行方不明になってしまうというような事例もあるそうです。子供に対する医療をきちんと保障するために、そういう場合でも適切な対応をすべきだというふうに思っているところであります。そういう意味では、憲法第25条に保障されている国民に対する義務、これは国も地方もまず優先的に守らなければならないことであって、国保税を滞納しているから保険証を渡さないというようなことは、私どもはあってはならないことだというふうに思っておるところであります。それらの点、十分に踏まえて、とりわけ子供などに対して保険証の給付が手おくれにならないようにしていただくことを強く要望しておきたいというふうに思います。以上です。

議長(酒井久和君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長(酒井久和君) ないようですので、大口町国民健康保険特別会計の質疑を終了いたします。

続いて、308ページから312ページ、大口町老人保健特別会計について、ありませんか。

(発言する者なし)

議長(酒井久和君) ないようですので、大口町老人保健特別会計の質疑を終了いたします。

続いて、314ページから318ページ、大口町後期高齢者医療特別会計について、ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 田中議員。

2番(田中一成君) 民主党政権になって、後期高齢者医療制度は廃止をするというマニフェストでありましたけれども、この廃止が先延ばしをされて、多分これは年齢を65歳にするのか75歳に区分するのかわかりませんが、国保会計に全部入れて、いわゆるサラリーマン等の被用者保険ですか。そこに移行する人は移行するわけですが、残された大部分の人を国保に戻して、国保に戻した上で、年齢で区分して別建ての勘定にするという案が今浮上しておりますけれども、そうだとすると今の後期高齢者医療制度と変わらない、一定の高齢者だけ

を別勘定にして、高齢者がふえれば、あるいはその医療費がふえれば、保険料は高くなるということで、同じではないかという声もあるわけでありましてけれども、今の政府の検討状況等はいかようにとらえておられますか。

議長（酒井久和君） 戸籍保険課長。

戸籍保険課長（掛布賢治君） 新たな後期高齢者医療の検討につきましては、先日、8月20日に中間取りまとめを国の方で検討の中でされておりまして、その主な状況を申し上げますと、サラリーマンとその被扶養者以外の75歳以上の高齢者約1,200万人の方がおられるようですけれども、これを市町村国保に戻した上で、高齢者医療部分を都道府県単位の運営主体が財政運営するという考えで取りまとめをされています。あわせて、早期に国民健康保険を全年齢で都道府県単位化するという考えもされておりましてけれども、今、24年度の目標ということで新しい保険の方がスタートするというスケジュールで動いておりますけれども、24年度のスタートの時点で、この国保と全面的に一本化するというのは困難であろうということで、段階を踏んでいくのがいいのではないかなという考えが示されております。主な取りまとめの状況ではそんなところでございます。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 田中議員。

2番（田中一成君） 今言われたように、最終的に都道府県単位の広域的な対応で臨みたいというような考え方が主流のようでありましてけれども、住民に遠い位置にいる都道府県が運営主体になっていきますと、住民の声が非常に届きにくい。例えば国も国保に対する負担率を以前の2分の1から4分の1に減らして、これも無責任なきわみでありますけれども、愛知県も一時期の5%程度しか市町村国保に負担金を払っていないと、こういう状況です。愛知県は日本の工業出荷額を誇って、日本全体の景気が傾いたときでも、愛知は元気だというようなことを言っていたけれども、万博だ、国際空港だということで、大赤字をこいて、財政をもうめちゃくちゃにしてしまいました。そういう中でこうした福祉や医療に対する負担金を大幅に削ってきたわけですね。そういうことをやってやぶさかでないような県などが国保の運営責任者になるなどということは、住民の実態と、そして身近な視点での運営など、とてもおぼつかないと私は思っております。そういう意味では、後期高齢者医療制度については、もとの老人保健制度に一たん戻して、そしてその上で検討を重ねるという立場で、県などに対しても、あるいは国などに対しても御意見を言っていたのが住民の立場に立った姿勢ではないかというふうに思います。そういう立場での御努力や意見具申を上級官庁に対して言っていたくように強く要望しておきたいというふうに思います。以上です。

議長（酒井久和君） その他ございませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 酒井久和君 ) ないようですので、大口町後期高齢者医療特別会計の質疑を終了いたします。

続いて、320ページから334ページ、大口町介護保険特別会計について、ありませんか。

( 挙手する者あり )

議長 ( 酒井久和君 ) 田中議員。

2番 ( 田中一成君 ) 特別養護老人ホームの待機者が全国的にも大変です。都市部になればなるほど大変な状況で、名古屋市などの対人口比の特養の建設率、施設率は大変低くて、郡部で少し充足率が高いところに大都市部から流れてくるというようなことで、以前、大口町内の特養が建ったときには大口町住民が優先的に入所できたわけですがけれども、今はそういう優先する入居制度はない、崩壊しているということです。そういう中で、特養などに入所した皆さんが一度病気になって入院などされますと、特養の待機を命じられる。待機を余儀なくされる。次に行くところがないというような事態が頻繁に起こる危険性を今はらんでいる時代になっております。

そういう中で、私はこれが最もいいのかどうなのかわかりませんが、政府は小規模多機能型の、いわゆるグループホーム的なものを地域につくるということについても努力をしているようであります、大口町にも一つですか、そういうものがございます。以前は、例えば犬山の「あんきの家」に大口町の御老人が入所できたということでもありますけれども、こういうものについては、それぞれの市町村に住んでいる者しか入所できないということに政府が枠を狭めてきました。そういう意味で、大口町内にそういうものがもっと建たないと、大口町の住民の皆さんが、特養もグループホームも入所できないという事態を解決することはできません。そういう意味で、菅首相も言っております。福祉や介護も一つの経済の発展の要素であって、そういうものを煙たい存在と思わずに、きっちりと育てていくことが大事だというふうにも言っております。そういう意味で、私は介護や福祉をいっぱい立ち上げていくことは、地域に対する経済波及効果も含めて、これから先、選択していくべき道であろうというふうに思います。

そういう施設をつくるに当たっては、例えば自分の持ち家の面積が1反あるとか、大きな旧家だというようなものを改築したり増築したりすると、そういうグループホームになるという例がいっぱいあるわけでありまして、犬山の「あんきの家」も、犬山市がバックアップをして、そうした機能を年々強化して、映画の舞台にもなったりしているところであります。そういうことに学んで、大口町内にも大きな御家や土地を持ちながら、ひとり暮らし、あるいは二人暮らしというような方も少なくありません。そういうものを地域の財産として活用しながら、そ

ういものを立ち上げていくことについて、もう少し関心を持って積極的に対応していただければなというように思いますが、いかがでしょうか。

議長（酒井久和君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（宇野直樹君） 田中議員から、特別養護老人ホーム並びにグループホームの設置についての御質問をいただきましたが、特別養護老人ホームにつきましては、今のところ計画等はございませんが、グループホームにつきましては、1件と申しますか、介護計画の方に入っておりますので、順次進めてまいりたいというふうに考えております。よろしく願います。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 介護保険料ですけれども、65歳以上の人の介護保険料、基本的には月額1万5,000円以上の年金があれば、その年金から天引きをするというのが原則になっていますよね。後期高齢者医療の方はどうかというと、これは年金からの天引きをしなくても、しても、選択することができるはずなんですけれども、しかし、今のところ、これは選択ができないのは実は介護保険料だけなんです。国保も70歳以上でしたか、65歳以上でしたか、年金の方から引くこともできたんですかね。介護保険料だけは年金から、これはもう有無も言わず特別徴収という形になっていますけれども、私はこれは異常な事態じゃないかなあというふうに思います。先ほども質問しましたけれども、すべてのサービスを利用できるわけではない状態に今あるわけですね、大口町としての介護保険サービスそのものが。そういう中で、強制的に年金から特別徴収するというのは、これは私は甚だおかしいことではないかなあというふうに思うんですね。一応メニューのあるものは全部サービスが受けられますよという前提でもって保険料というのは支払われておるというふうに思うんですけれども、しかし、そういう当てもなく年金から強制徴収されるというのは、これは私はおかしいことじゃないかなあと思うんですけれども、そこら辺で町の方はそういう疑問はお持ちになられたことはないでしょうか。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 吉田議員から、年金からの天引きの疑問ということでございますけれども、介護保険につきましては平成12年に始まりました。そういった中で、まさに今、政権が行っておる、当時としましては地方分権、そして現在では地域主権ですか、そういった言葉こそ変われ、地方の中でいろんなことを行っていくという中、そういった変わっていくときに、その一つの試金石という中での動きとして介護保険制度というのは成立されてきたと私は聞いております。そういった中で、年金からの天引き云々については、私ども、特に疑問に思うというよりも、実際そういった制度を維持させていく中でとらえれば、これが一番手っ

取り早いと言うと表現が非常に申しわけないんですけども、確実に皆さんからお納めしていただいて、あくまでも年金、先ほどおっしゃられましたように、年額18万円以下ですね。そういった方については普通徴収という形、そういうところは設けられておりますので、そういった中で本当に制度を健全に維持していく、さらには一般財源を投入していかない、こういった基本的な部分を行っていく上においては、疑問とする余地を持っておりません。以上です。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 何でそんなことを聞くかということ、私どもの行ったアンケートの中にこういう声があったんです。3食年金で食べてみたいって。だから、本当に年金収入だけで3食食べられない人がおられるんですよ。そういう声があったもんですからね。ですから、そういう人たちの声にこたえた社会保障制度でなければ、これは本末転倒ですよ。私はそう思うんですよ。何のためにじゃあ社会保障制度というのはあるんだという、その根幹に戻って考えなければならぬ問題だと思うんです。まず先に保険料を徴収して、その後の残りで生活せよ。これが本当に正しい社会保障のあり方なのかどうか。実際にそうしたものをいろいろ徴収して、その残りで本当に生活ができるのか。そういうことを考えた上での社会保障制度なのかどうか。これはやっぱり考える必要があるというふうに私は思うんですけども。ですから、そういう意味では、これだけなんです。介護保険だけ選べられないんです。年金から強制徴収なんです。月額1万5,000円ですから、ほとんどの人がそれに引っかかってくるわけですよ、現実の話は。ですから、そういう意味では、これは本当に私は過酷な制度だというふうに言わざるを得ない。どうですかね。そうした声に対して。部長さん、何か答えられますか。

議長(酒井久和君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 年金、基本的に国民年金ですと、年間約70万円、月額に直しますと6万6,600円ほどですかね。そういった中で年金支給はされてきております。今おっしゃられる1万5,000円というものにつきましては、年金をかけていないかなり昔の方ですね。そういった18万円以下という中で動いておるかと思えますけれども、確かにそういった声、年金だけで生活できるかという部分でとらえますと、生活保護基準、そういったもの等も現在問題になっておるかとは思っておりますけれども、現状、そういった声については、確かに議員さんのおっしゃられることは非常によくわかります、そういった部分では。しかしながら、現在、介護保険だけがということでございますけれども、そういった制度を、この介護保険制度も今ある意味、非常に限界に近づいてきている部分もまさに感じることもできます。そういった中で財源確保、要は健全な運営をしていく。そのためにはこれは必要なことではないかと考

えております。以上です。

( 挙手する者あり )

議長 ( 酒井久和君 ) 吉田正議員。

1 番 ( 吉田 正君 ) 要するに、息子さんに例えば肩がわりしてもらおうということもできないんですよね、つまり。年金から天引きするわけですから。だから、息子さんが例えばその分、親にお金を渡したから、私が払ったと言っても、いや、違うと、税務署へ行くと。これは年金から天引きしたやつだから、息子さんの社会保険料控除には認めないといって、税務署までそう言うんですよ。ですから、あくまでもこの介護保険料というのは、年金がそうやって年間18万、さっきも掛けてない人が云々と言われたのは、あれは福祉年金の話ですけれども、あれは年間大体33万円ぐらいあるんですよ。だから、それよりも少ない年金の人がおるということなんですね、現実の話として。おるから月額1万5,000円という基準が出てくるわけなんですね。

ですから、そういう意味では、まず年金から強制的に天引きをさせるというやり方そのものを、やっぱりこれはほかの社会保険料同様に、まず強制するということをまずやめていただく必要が私はあると思うんですね。やっぱりそういう声を町の方からも国に対してぜひ上げていただきたいというふうに思うんですよ、現実の話として。本当に生活ができなくなっちゃうもんですからね。息子さんが払ったにしても、それを払ったことには国は認めてくれないもんですから、それも本当に片手落ちなこれは強制徴収のやり方だというふうに言わざるを得ないもんですから、ぜひ国の方にもそういった意見具申をしていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

議長 ( 酒井久和君 ) 健康福祉部長。

健康福祉部長 ( 村田貞俊君 ) 今この場でそういったお話は御返答できかねますが、おっしゃられることは非常によく自分の中ではわかります。そういった中で、もう少し実際に、いずれにしましても、月額1万5,000円でじゃあ生活ができていくのか、6万6,000幾らで生活ができていくのかといった根本的な問題にも関連はしてくるかと思しますので、もう少しそういった部分、年金制度、そういった部分もいろいろ勉強をさせていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

議長 ( 酒井久和君 ) その他ございませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 酒井久和君 ) ないようですので、大口町介護保険特別会計の質疑を終了いたします。

続いて、336ページから344ページ、大口町公共下水道事業特別会計について、ありませんか。

( 挙手する者あり )

議長 ( 酒井久和君 ) 吉田正議員。

1 番 ( 吉田 正君 ) 私、決算及び基金の運用状況審査意見書というのを最初、午前中、質問させていただきましたけれども、これを見ていて、その4ページのところに町債という欄があるんです。一般会計で町債は約27億2,000万円、下水道会計は43億1,000万円、要するに町の借金ですね。そうしたものがあということ、合計すると70億3,000万円の借金があると、こういことです。私、この借金の金額からしても、大変大きな金額を、下水道を今扱ってみるのは都市整備課さんですかね。これは下水道課というのがなくなってしまったわけですが、そうした大きな会計を預かっているわけですので、これは片手間でもできるようなものではないというふうに思いますけれども、下水道課がなくなるのになくなるのかというときも、議会の中でもこれは大変大きな議論になったわけでありまして、こうした借金の金額これ一つとっても、一般会計の2倍まではいかんけれども、かなり大きな数字になっているわけですので、そういう意味ではやっぱりこれは下水道課というのはきちっと設けて、その中で事務の処理等々も私は行っていくべきじゃないかなというふうに思うんです。一般会計の予算だけ見ても、例えば平成22年度一つとっても7億7,000万円もの大きなお金を動かしているわけですので、これはやっぱり一つの下水道課として独立した部署でもって事務処理するのが当然のことじゃないかなあというふうに、これを見て改めて思ったわけですが、いかがでしょうか。町長が変わったもんですからね。またそこら辺の考えも変わってはいないのかなあというふうに思ったわけですが、そこら辺はどうでしょうか。

議長 ( 酒井久和君 ) 政策推進課長。

政策推進課長 ( 社本 寛君 ) 吉田議員から下水道についての御質問をいただきました。

まず起債の関係ですけれど、下水道事業というのは、やはり後年度の利用をされる方々にも御負担をしていただくということで、起債をある程度借りながら整備を進めておりまして、詳しくは数字の方はちょっと頭にありませんけれど、今が残高のピークかなあということ、比較的うちの大口町の場合は早くから整備を初めまして、計画的に進んできたことから、他市町では下水道の起債の償還でなかなか事業が進められないというところがあるようにお聞きをしておりますけれど、うちの場合、順調に進んでいるかなあということがまず1点と、それから、ことしの予算編成のときに、そういった組織のお話もお聞きをしたんですが、現状の都市計画決定をされている区域の事業を進めていて、今後その計画の見直し、また認可を受けていかないと、即、人をふやしてお金をふやせば事業が進むというものではないということで、今年度はたしか計画の変更をされるというふうにお聞きをしました。それが認可をされますと、また事業が進んでいくということで、大口町全体の職員を見ながら、下水道の方では御協

力をいただいて、現状の職員の中で事業を進めていくというお話をいただいておりますので、それに御協力をいただいて今事業発注しております。また、今後の事業の進捗状況を見ながら、どうしても人が足りないという状況になれば、また全体の中で配置数を考えていきたいとは考えておりますけれど、組織改革の中では都市計画関係と下水を一緒にやっていくということで、課員の方々には御苦勞をおかけしておりますけれど、現状の中で事業が進んでいければ、より効率的に進められるというふうに考えますので、その状況を見ながらまた考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) この問題は、職員をずうっと採用してこなかったことがまず一つ大きな問題点ではなかったのかなあというふうに私は思っています。それから、職員の昇格の状況を見ても、例えば課長補佐に昇格する人というのは、ここ数年、1人もなかったんじゃないですか、5年ぐらい。これも私は、そういう部署の縮小等々に非常に大きな影響があったのではないかなあというふうに思います。

今、違うところの部署の方が要するに答弁されたわけですがけれども、今言われるように、今は多分ピークで、これから徐々に減っていくだろうと。多分ことし、来年ぐらいがピークになってくるのかな。それで、そこから徐々に減っていく。そういう緩やかな負担をしていかなければならないということで、途中途中の見直しも現実にあったわけですがけれども、これからまだ下水道を引くには非常に困難な、まだ課題のある地域もこれから抱えていく、そういう状況も私はあるんじゃないかなあというふうに思っているわけですがけれども、本当にこれは計画どおりに下水道事業が進んでいくのかどうなのか。これから非常に心配な地域も私はあるのではないかなあということに危惧しているわけです。だから、そういう意味でも、やっぱり今からそれに対応するような体制等々も私はとられるべきではないかなあというふうに思います。この事業そのものの進捗を非常に待ち望んでおられる方もありますので、そういう意味では、これだけ大きな一つの特別会計を持ちながら、なおかつ町全体の借金からしても非常に大きな借金を管理しながら、あわせて技術屋と事務屋と両方をやっていかなくちゃいけない、そういう部門ですので、そういう意味では一つの課として独立させて、またそういう中で事業を進めていっていただけるのが私は本当はベストではないかなあというふうに思います。それにはやっぱり職員の数不足というものが、逆に言うと決定的な問題なんじゃないかなあというふうに思うんですね。事務の適正だとか職員の配置の適正云々よりも、ここ数年、採用してこなかった、そういうツケが、今、全体の職場の状況の中でぎすぎすした雰囲気は私も肌で感じるものですから、あえて言わせていただくわけですがけれども、そういったことも改善をぜひしていた

だきたいなあというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（酒井久和君） 政策推進課長。

政策推進課長（社本 寛君） 今、吉田議員の方から職員の採用等に絡む全体の御質問をいただきました。先ほど吉田議員からもお話がありましたように、実は職員採用の方ですけれど、7月25日に第1回目の採用試験の1次試験を行ったんですけれど、今度9月19日にも第2回目ということで、1回目とはまた別にもう一度募集をいたしまして、職員の採用の計画をしております。これは来年度、また一部事務組合等への派遣とか、それから新たに後期高齢の方への派遣もありそうだという話をお聞きしていく中で、将来的にやはり人員配置の計画等を、過去にもあったんですけれど、それを今見直しをかけておりまして、あとあわせて臨時職員の関係についても昨年度から見直しを始めております。先ほど障害者の採用というところでもお話をさせていただいたんですが、事務見直しの中でこういったところに正規の職員を配置し、またこういったところに臨時職員の方にお手伝いをいただき、かつ、年齢等、ある程度もちろん把握はしておるんですけれど、定年等の絡みもあわせて、配置の計画を立てていこうというので今取り組んでおりますので、採用も平成21年の4月には若干採用をしておりますけれど、今、御指摘のようなお話で、ここ数年、確かにいろんな改革の中で抑えてきた部分もありますので、やみくもに職員を抑えるのではなくて、より効率的に事務を行いながら、また一方ではそういった財源をほかに振り向けていかないと賄えない部分もありますので、より多く採用できればそれにこしたことはないんですけれど、全体のバランスの中でまた見直しをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 丹羽議員。

7番（丹羽 勉君） 一般会計からの繰入金で3億800万ある中で、不用額を3,096万計上しておりますが、これをちょっと御説明をいただきたいと思います。

議長（酒井久和君） 都市整備課長。

都市整備課長（渡邊俊次君） 特別会計の中で不用額がございますけれども、特に大きなものとしたしましては、工事請負費、それから水道管の移設ですか、19節の部分になりますが、これが大きなものと認識をしております。

まず工事請負費、建設工事費につきましては、毎年、工事につきまして、工事着手前には工事説明会、それから供用開始前には供用開始説明会というようなことで、一定の区域を処理分区と言っておりますが、そういった分区ごとで供用開始を計画的に進めております。それから工事発注につきましては、当然、国庫補助事業ということで、毎年大体7件から10件程度、工

事分割をして発注しております。工事請負費につきましては予算の範囲内で順次発注をしていますが、そういった絡みがございます、最終的には不用額は請負残ということで御理解をいただきたいと思えます。

それから負担金の関係ですが、水道移設の負担金は非常に当初予算で多く見込んでございますが、実は水道管の移設につきましては、当然、現況測量等の段階で事前調査をいたしますし、丹羽広域事務組合の方で台帳等も確認をしますが、現実、かなり実際とかけ離れた部分もございます。昔はそういった測量経費は、現況測量の中で、いわゆる試掘業務というのをやっておりましたが、非常にお金がかかるということもございまして、今現在では、工事発注をしました請負業者の方に、着手前に、ちょっとここはというところを業者負担といいますが、事前に掘らせて現地の確認しながら、場合によっては設計変更というようなことで細かく対応しておりますので、そういったことで結果的にこういった経費が削減できたというようなことで御理解をいただきたいと思えます。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 丹羽議員。

7番(丹羽 勉君) 私は、その工事費が削減できたということには御苦労だと思いますが、不用額として3,000万から計上するというのが、これはもうちょっと早くこの不用額が算出できなかったか、精査できなかったかということが言いたいわけなんです。といいますのは、3,000万特別会計の決算で不用額を出しますと、一般会計繰入金がありますので、当然、繰入金を減額して、一般会計の方で繰越金になるかと思いますが、そうすることによって、繰越金を計上すれば、その半額は財調に積みなければいけないという制約があると思えます。これが早く不用額として計上し、減額補正を行っておけば、今、南小学校も建設しておりますけど、そちらの建設基金に積み立てることができるんじゃないかなということから、この不用額をもう少し早く精査して、3月の減額補正ができなかったかということがお尋ねしたいわけです。ちなみに、過去、21年度も含めて4年間、ほとんどが繰入金は3億以上で、不用額が21年度が3,096万、20年度が3,800万、19年度が4,500万というように計上されております。そういうことで、3月議会の補正で減額補正をしておけば、今申し上げたようなことが言えるんじゃないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

議長(酒井久和君) 建設部長。

建設部長(野田 透君) 丹羽議員から御質問いただきました。おっしゃるとおり、3月の議事に減額という手続をとっていけばよかったというものでございますが、それなりの理由がございまして、今、課長の方から申しましたように、工事費の請負残につきましては、やっぱり工事の関係がございまして、年度末での工事発注、これも早期発注が望ましいわけですけれど

も、年度末の工事発注というのがありまして、変更が出た場合の対応にというようなことで、ぎりぎりまでこの予算を持っているということと、それから、この工事費の中には公共ますの設置工事費というものを持っておりまして、それぞれ接続をしたいよという方がお見えになりますと、それを接続する工事、そういったものもこの中で支出をしております。ちなみに、毎年というか、21年度は500カ所の接続を予定しておりました。そういったことで、年度末までの予算をもちまして対応をしていきたいというねらいも持っておりました。それから、先ほどの負担金につきましても、水道管の移設については、埋設位置を事前になかなかつかむことができませんものですから、先ほどの変更と同じように、もしその工事をやって水道管が出てきた場合には、水道管の移設をしてもらわなくてはならないという負担金、こういったことで、年度末までの予算確保というようなことにしております。ただ、今御指摘のとおり、事前に分かるものにつきましては、なるべく早くつかみまして、補正減とするようにしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（酒井久和君） ないようですので、大口町公共下水道事業特別会計の質疑を終了いたします。

続いて、346ページから352ページ、大口町農業集落家庭排水事業特別会計について、ありませんか。

（発言する者なし）

議長（酒井久和君） ないようですので、大口町農業集落家庭排水事業特別会計の質疑を終了いたします。

続いて、354ページから358ページ、大口町社本育英事業特別会計について、ありませんか。

（発言する者なし）

議長（酒井久和君） ないようですので、大口町社本育英事業特別会計の質疑を終了いたします。

続いて、360ページから379ページ、財産に関する調書について、ありませんか。

（発言する者なし）

議長（酒井久和君） ないようですので、財産に関する調書の質疑を終了いたします。

これをもって、認定第1号に対する質疑を終了いたします。

暫時休憩といたします。

（午後 3時02分）

議長（酒井久和君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 3時05分）

議長（酒井久和君） 本日予定しておりました日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。明日8日に議案に対する質疑、議案の委員会付託、請願の委員会付託を予定していましたが、本日で質疑が終了したため、お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、本日の日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、追加議事日程のとおり、議題とすることに決定いたしました。

#### 議案の委員会付託

議長（酒井久和君） 追加日程第2、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第47号から議案第55号まで及び認定第1号については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

#### 請願の委員会付託

議長（酒井久和君） 追加日程第3、請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は1件であります。

大口町議会会議規則第90条の規定により、請願文書表のとおり文教福祉常任委員会に付託いたします。

#### 散会の宣告

議長（酒井久和君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日8日に予定しておりました本会議は、本日で日程が終了したため、休会といたします。

次回は9月15日水曜日午前9時30分から本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。どうも御苦労さまでございました。

（午後 3時08分）

## 議 案 付 託 表

平成22年第6回大口町議会定例会（9月定例）

委 員 会	議案番号	件 名
総務建設 常 任 委 員 会	第47号	大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
	第48号	平成22年度大口町一般会計補正予算（第4号）（所管分）
	第49号	平成22年度大口町土地取得特別会計補正予算（第1号）
	第54号	平成22年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	第55号	平成22年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第1号）
	認 定 第 1 号	平成21年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について （所管分）
文教福祉 常 任 委 員 会	第48号	平成22年度大口町一般会計補正予算（第4号）（所管分）
	第50号	平成22年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
	第51号	平成22年度大口町老人保健特別会計補正予算（第1号）
	第52号	平成22年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
	第53号	平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2号）
	認 定 第 1 号	平成21年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について （所管分）

## 請 願 文 書 表

平成22年第6回大口町議会定例会（9月定例）

番号	受 理 年 月 日	件 名 及 び 要 旨	請願者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
1	平成22年 7月27日	30人以下学級の実現 と義務教育費国庫負 担制度拡充を求める 請願書	犬山市大字木津字宮前15 尾北地区教職員組合 執行委員長 小川雅章	岡 孝夫	文 教 福 祉 常 任 委 員 会